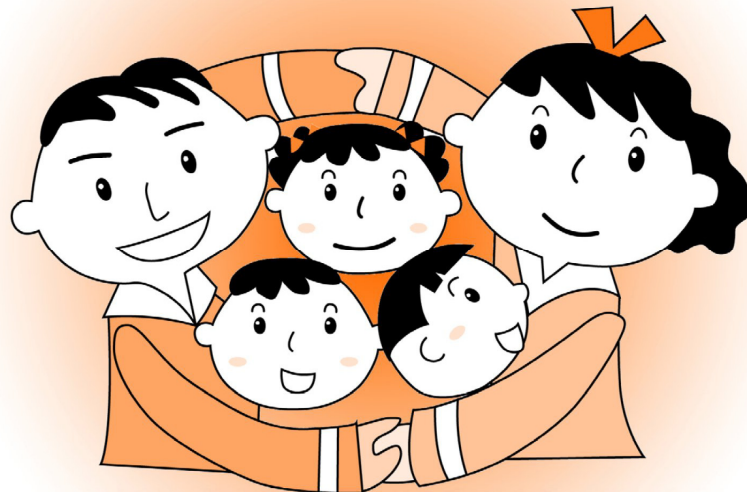


矢板市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）

平成 22 年度～平成 26 年度

# にこにこ子育てサポートプラン



平成 22 年 1 月  
矢 板 市



## はじめに



国においては、「次世代育成支援対策推進法」を平成15年7月に制定し、従来の子育て支援の取組に加え、新たに、国・地方公共団体・事業主の役割が明確化されました。そして、子育て中の家庭を地域全体で支援していくことを基本理念に、集中的・計画的な少子化対策への取組を行うことにより、少子化の流れを変えることを求めています。

近年、家庭の養育力の低下をはじめ地域の人間関係の希薄化、働き方の多様化など、家庭及び地域を取り巻く環境が変化し、子どものみならず、その保護者に対しても支援が必要な状況となっています。

このような実態を踏まえ、矢板市におきましては、平成17年3月に「子どもも、親も、地域も、みんなにやさしい子育て支援のまち・矢板」を目指し、「矢板市次世代育成支援対策行動計画」（前期計画）を策定し、少子化・子育て支援対策を推進してまいりました。

この度、策定しました本計画書は、平成22年度から平成26年度までの5年間を「後期計画期間」と定め、家庭における子育てを基本としながらも、地域全体で支援するという考えに基づいて、前期計画に引き続き、子どもの健やかな成長と親たちが安心して子育てが出来る、地域社会の構築を実現するための方向性を示した行動計画書であります。

この計画書に掲げた目標と具体的な施策を全庁挙げて取り組むことは勿論ですが、市民の皆様をはじめ企業・事業者や関係機関、関係団体等多くの方々のご理解とご協力を得ながら「市民力」「地域力」を結集して、次代を担う子どもが健やかに育つことを願い、将来子ども達が「矢板に住んで良かった」と思える矢板市づくりに向けて努力していきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、「矢板市子育てに関するアンケート調査」にご協力いただきました多くの市民の皆様はじめ、関係者の皆様、そして、貴重なご意見をいただきました策定協議会委員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成22年1月

矢板市長 遠藤 忠



# 目次

## 第1部 計画策定にあたって

1	策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の性格	3
4	計画の期間	3
5	計画の対象	3
6	計画の策定体制	4
	(1) ニーズ調査の実施	4
	(2) 会議の開催	4
	(3) パブリックコメントの実施	4

## 第2部 子ども・家庭をめぐる状況

1	少子化の動向	5
	(1) 人口の動向	5
	(2) 出生の動向	6
	(3) 婚姻の動向	7
2	家族や地域の状況	8
	(1) 世帯・家族の動向	8
	(2) 就労の状況	9
3	保健・保育の状況	10
	(1) 乳幼児健診の受診状況	10
	(2) 健康相談・訪問指導の実施状況	11
	(3) 健康教育等の実施状況	11
	(4) 認可保育所の利用状況	12
	(5) 幼稚園の利用状況	12
	(6) 児童館の設置状況	13
	(7) 学童保育の利用状況	13
4	ニーズ調査による子どもをめぐる状況	14
	(1) 子育ての実態	14
5	現行施策の状況	18

### 第3部 計画の基本的な考え方

1	基本理念	24
	(1) 未来を担う子どもが健やかに成長する環境づくり	24
	(2) すべての親が安心して生み育てることができる環境づくり	24
	(3) 地域社会全体で支援する子育てにやさしい環境づくり	24
2	基本的視点	25
	(1) 未来を担う子どもの視点	25
	(2) 生み育てる親の視点	25
	(3) 子育てを支援する地域の視点	25
3	基本目標	26
	(1) 地域で支える子育て環境づくり	26
	(2) 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備	26
	(3) 子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てできる生活環境の整備	26
	(4) 親と子どもの健康づくりのための母子保健の充実	27
	(5) 支援を必要とする子育て家庭への施策の充実	27
4	施策の体系	28
5	事業目標一覧	33

### 第4部 施策の展開

1	基本目標1 地域で支える子育て環境づくり	35
	(1) 基本施策：地域における子育て支援サービスの充実	35
	(2) 基本施策：児童の健全育成	37
	(3) 基本施策：各種相談体制の充実	41
	(4) 基本施策：妊娠・出産・子育て等に関する情報提供の充実	42
2	基本目標2 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備	43
	(1) 基本施策：子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	43
	(2) 基本施策：家庭や地域の教育力の向上	48
	(3) 基本施策：子どもを取り巻く有害環境対策の推進	50
	(4) 基本施策：次代の親の育成	51
	(5) 基本施策：子どもの人権尊重	52
3	基本目標3 子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てできる生活環境の整備	53
	(1) 基本施策：保育サービスの充実	53

(2) 基本施策：子育て住環境・社会環境の整備	56
(3) 基本施策：子どもの安全の確保と啓発推進	57
(4) 基本施策：仕事と家庭・地域生活の両立支援	58
4 基本目標4 親と子どもの健康づくりのための母子保健の充実	61
(1) 基本施策：母子保健サービスの充実	61
(2) 基本施策：食育の推進	64
(3) 基本施策：思春期保健対策の推進	65
(4) 基本施策：母子医療体制の整備	66
5 基本目標5 支援を必要とする子育て家庭への施策の充実	67
(1) 基本施策：社会的養育体制の充実	67
(2) 基本施策：児童虐待防止対策の推進	68
(3) 基本施策：ひとり親家庭への自立支援	69
(4) 基本施策：障がい児(者)対策の推進	71

## 第5部 計画の推進体制

1 市内の総合的な推進に向けて	74
2 関係機関・組織・民間団体・企業との連携・協力に向けて	74
3 P D C A サイクル（計画—実施—評価—改善検討）の確立に向けて	74

## 第6部 資料

1 矢板市次世代育成支援対策後期行動計画策定協議会設置要綱	75
2 計画策定の経緯	78



# 第1部 計画策定にあたって

## 1 策定の趣旨

わが国の出生数は、平成20年で約109万人となっており、自然増減率（出生率－死亡率）が－0.4とマイナスに転じています。また、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）の推移では、平成20年は、平成19年の1.34を0.03ポイント上回る1.37で、3年連続上昇しました。しかし、長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）の2.07よりかなり低い状態は続いています。

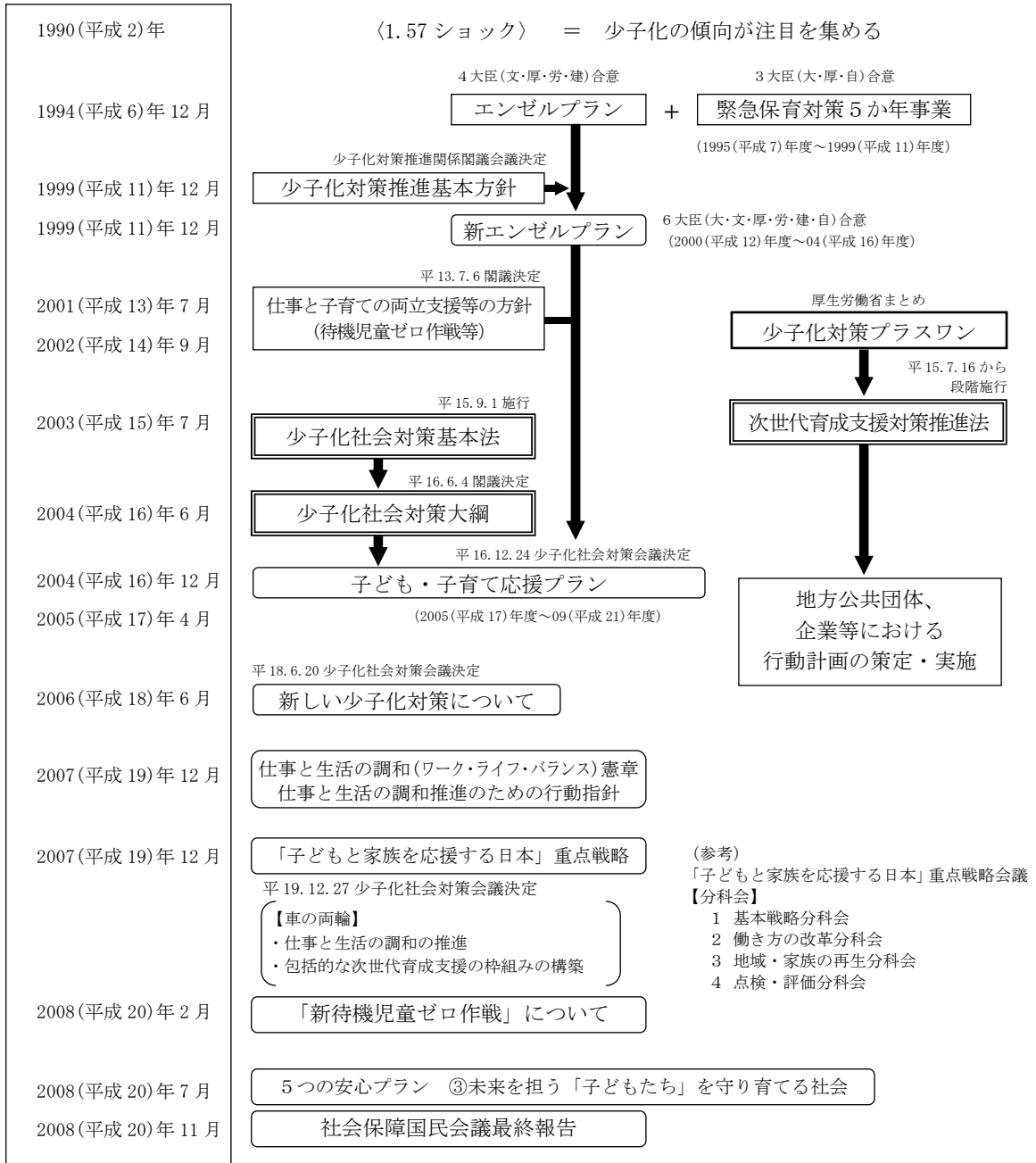
少子高齢化のさらなる進行、人口の減少、とりわけ労働力人口が急速に減少する中、国では、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成19年12月）を策定しました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消に「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとしています。特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、新たな取組方針を示しています。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「にこにこ子育てサポートプラン」（以下、「前期計画」）を平成17年3月に策定し、少子化・子育て支援対策に取り組んできました。前期計画は、平成21年度で終了となるため、国の行動計画策定指針に基づき、前期計画を見直し、平成22年度から平成26年度までの後期行動計画を策定します。

## 2 計画策定の背景

後期計画策定にあたっての少子化対策の動向は次のとおりです。

### 【少子化対策の経緯】



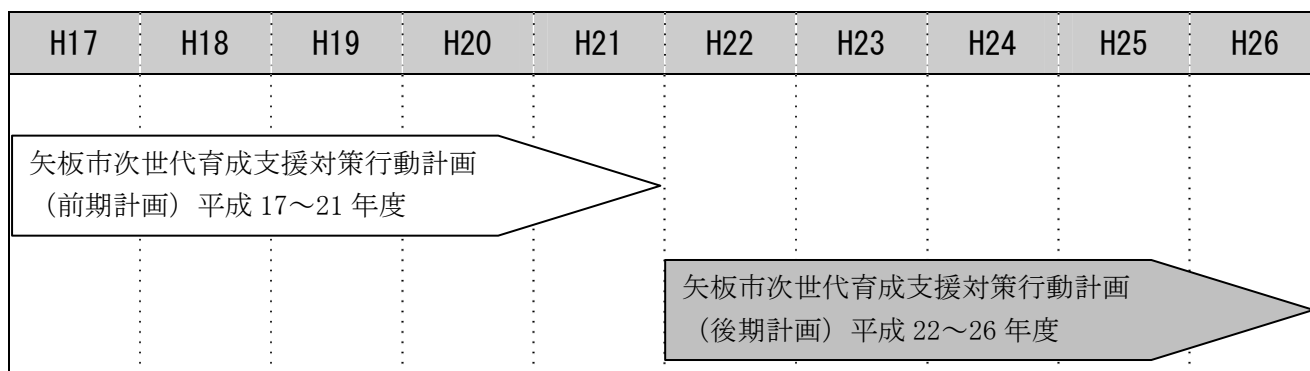
出典：「平成21年版 少子化社会白書」より引用

### 3 計画の性格

- ・本計画は、次世代育成支援対策推進法の第8条（市町村行動計画）に基づき、本市が策定するものです。
- ・国の行動計画策定指針に基づいて策定するものとします。
- ・栃木県次世代育成支援対策行動計画との整合を図るものとします。
- ・本市の上位計画である矢板市総合計画、また、関連する計画「健康増進計画すこやか矢板21」や「矢板市男女共同参画計画あいプラン」、「矢板市障害者福祉計画」等との整合を図るものとし、ひとり親自立促進計画の内容を包含する計画とします。

### 4 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、平成17年度から平成26年度までの10年間の集中的・計画的な取組みを推進することとされています。本計画は、その後期計画として、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とします。



### 5 計画の対象

本計画の対象は、前期計画と同様、18歳未満の子どもとすべての家庭、その家庭を支える地域全体とします。

## 6 計画の策定体制

### (1) ニーズ調査の実施

計画策定に先がけ、平成20年度に子育て家庭の実態や子育てニーズ等を把握するために、「矢板市子育てに関するアンケート調査」（以下、「ニーズ調査」）を実施しました。

調査方法：利用施設を通じて配付回収（施設未利用者には郵送配付－郵送回収）

調査期間：平成20年12月11日～12月26日

回収結果：

調査種類	調査対象	発送数	回収数	回収率
就学前児童調査	市内在住の就学前児童	1,972	1,352	68.6%
小学校児童調査	市内在住の小学校児童	2,036	1,790	88.0%
合 計		4,008	3,142	78.4%

### (2) 会議の開催

計画策定の検討にあたり、「矢板市次世代育成支援対策後期行動計画策定協議会」を開催し、議論を重ねました。

また、庁内の関係各課で構成する幹事会を開催し、前期計画の施策・事業の進捗状況及び評価等を行うとともに、次世代育成支援対策の各分野にまたがる施策・事業の取組の推進に向けて、議論を重ねました。

### (3) パブリックコメントの実施

市では計画策定に際し、計画（案）を公表し、広く市民からの意見や情報の提供を求め、本計画や事業内容に反映させるために、パブリックコメントを行います。

パブリックコメントを行う目的は、政策決定過程での市民参加の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上を図ることにより、市民との協働による市政を進めることにあります。

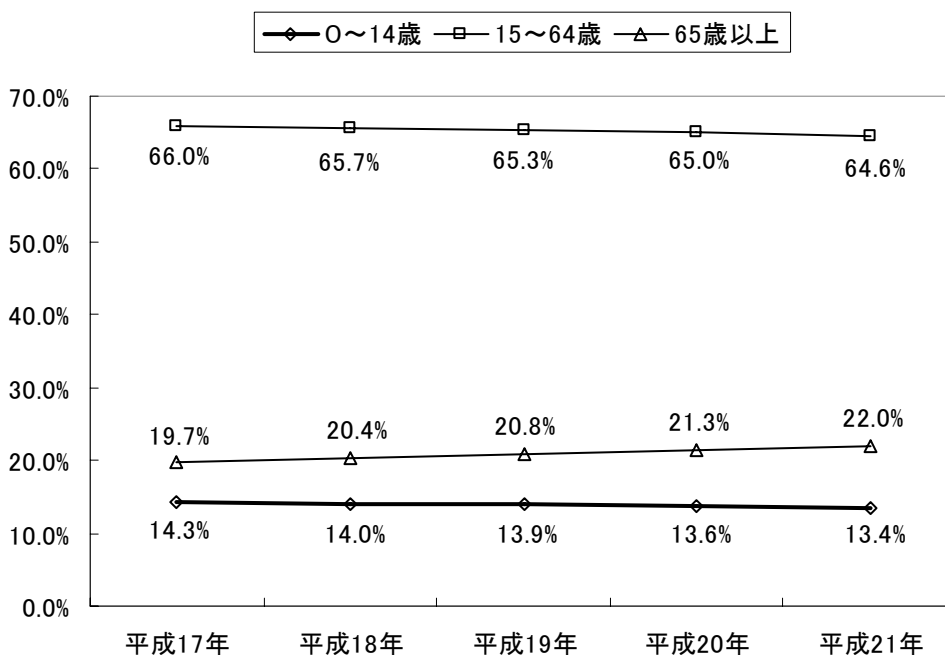
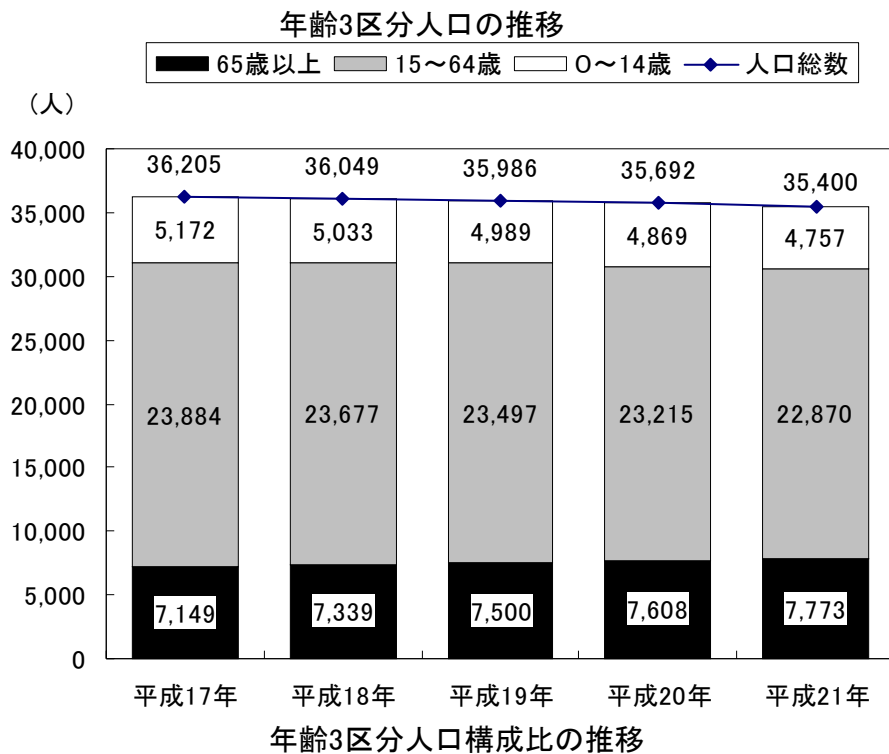
実施時期	平成21年11月～12月
実施方法	広報「やいた」及び市ホームページ

## 第2部 子ども・家庭をめぐる状況

### 1 少子化の動向

#### (1) 人口の動向

本市の人口総数は年々減少しています。年齢3区分では、0～14歳、15～64歳とも減少、65歳以上人口のみ増加してします。人口構成比で見ると、平成21年4月1日現在、0～14歳の年少人口は13.4%、65歳以上の高齢人口は22.0%と、少子高齢化が進んでいます。



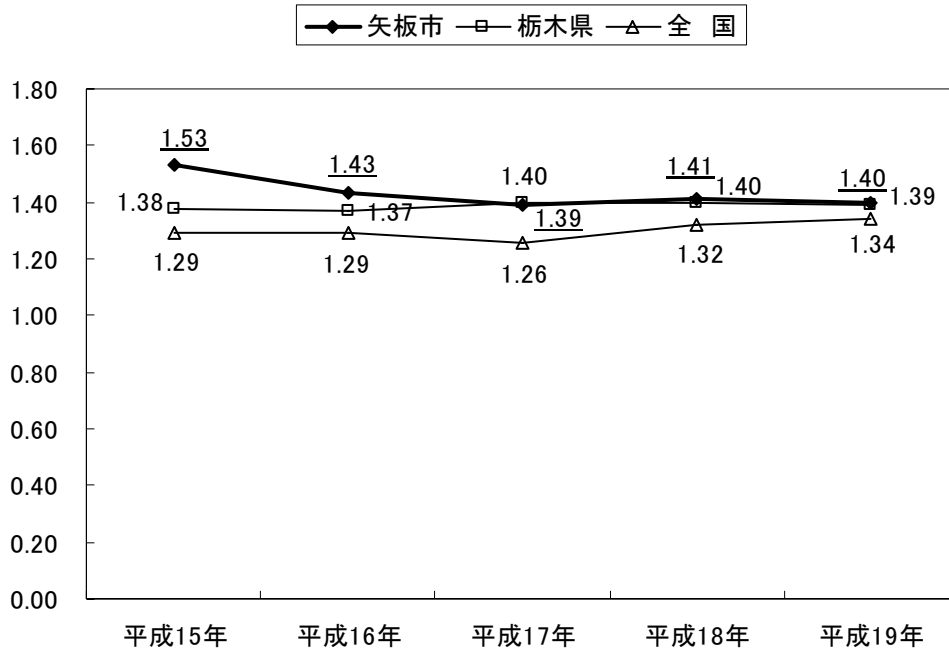
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

## (2) 出生の動向

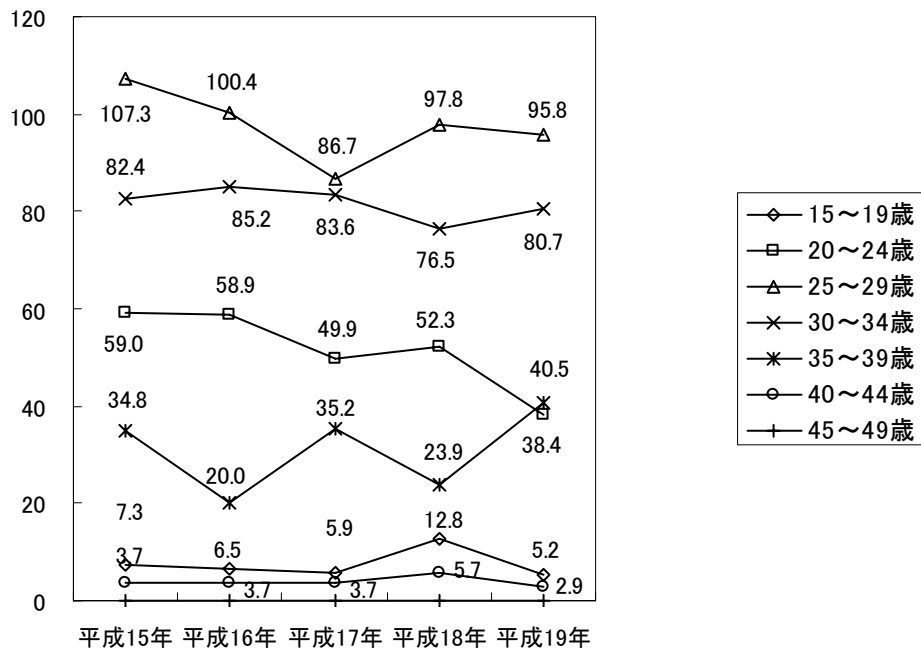
本市の合計特殊出生率は、平成19年現在で1.40と、栃木県とほぼ同程度、全国よりは高い値となっています。ここ3年は、ほぼ横ばいで推移しています。

母親の年齢階級別出生率では、20～24歳の出生率減少が目立っています。

合計特殊出生率の推移(国、県、矢板市)



母親の年齢階級別出生率の推移(矢板市)  
(人口1,000人当たり)



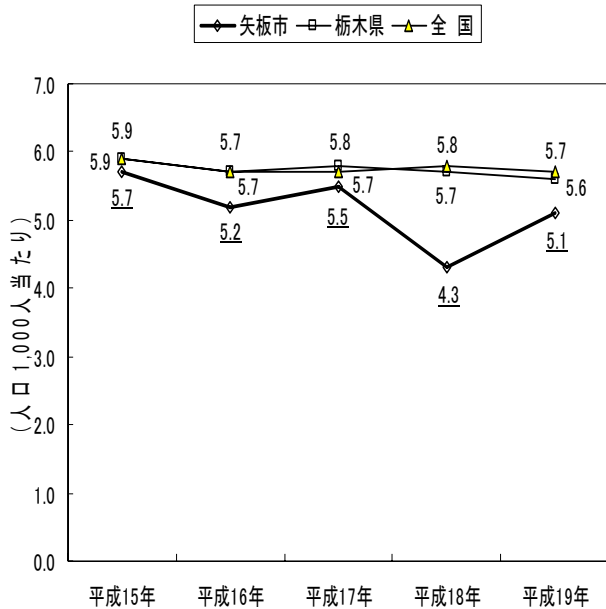
資料：栃木県保健統計年報

### (3) 婚姻の動向

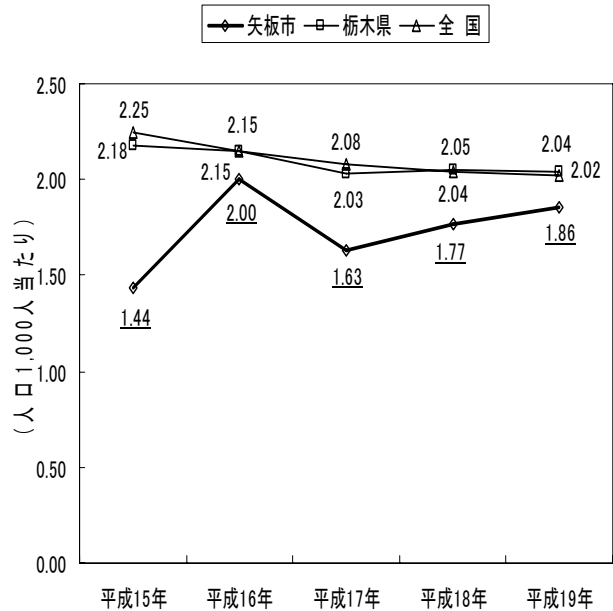
本市の婚姻率、離婚率とも、全国、栃木県より低い水準となっています。

未婚率の推移を見ると、男性の場合は30代、女性の場合は25歳以降で増加してきています。

婚姻率の推移(国、県、矢板市)

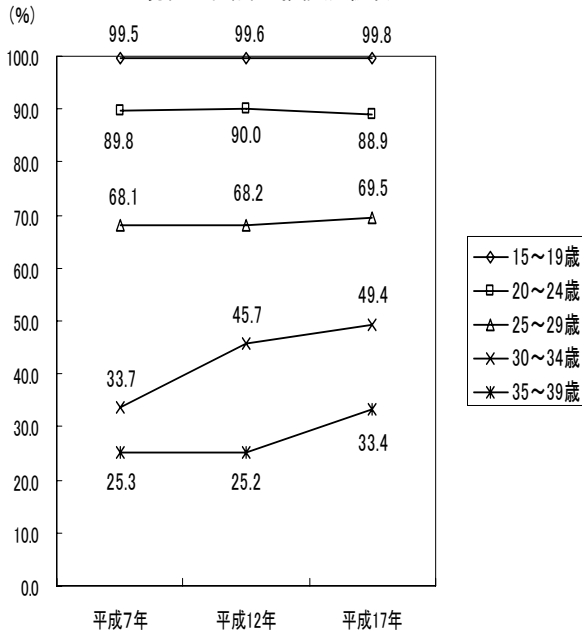


離婚率の推移(国、県、矢板市)

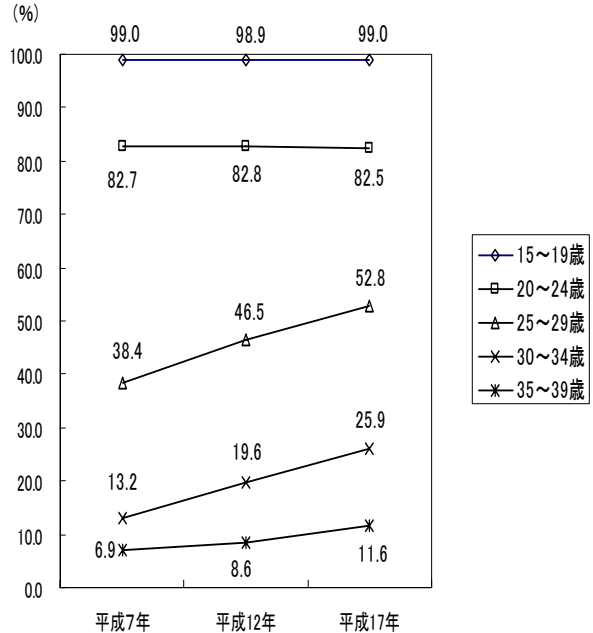


資料：栃木県保健統計年報

男性の未婚率の推移(矢板市)



女性の未婚率の推移(矢板市)

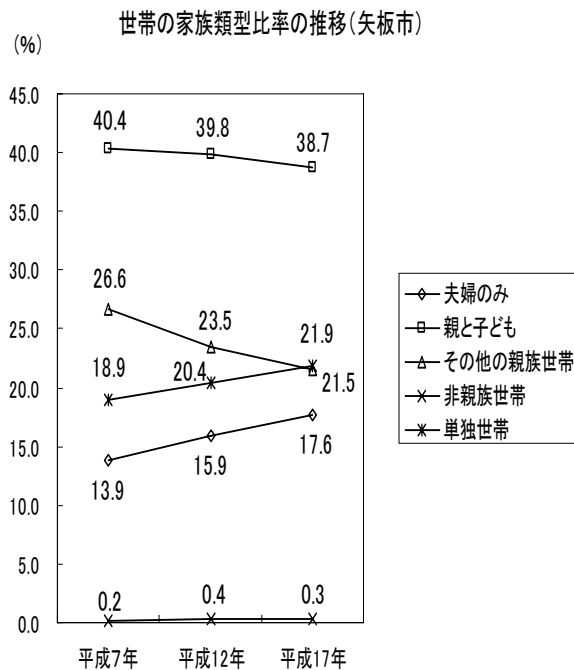
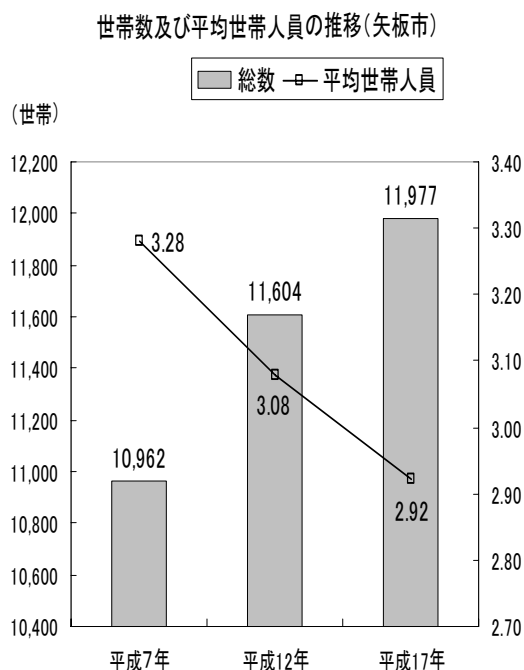


資料：国勢調査

## 2 家族や地域の状況

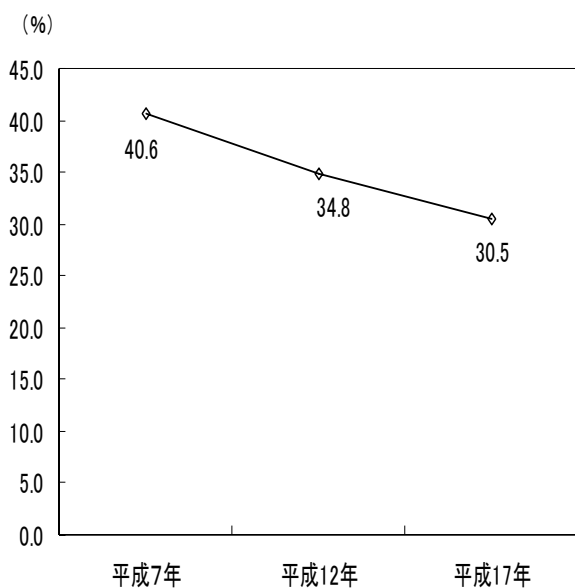
### (1) 世帯・家族の動向

平均世帯人員、家族類型別での親と子ども、その他の親族世帯はともに減少傾向にあり、家族のサポート力の低下が懸念されます。

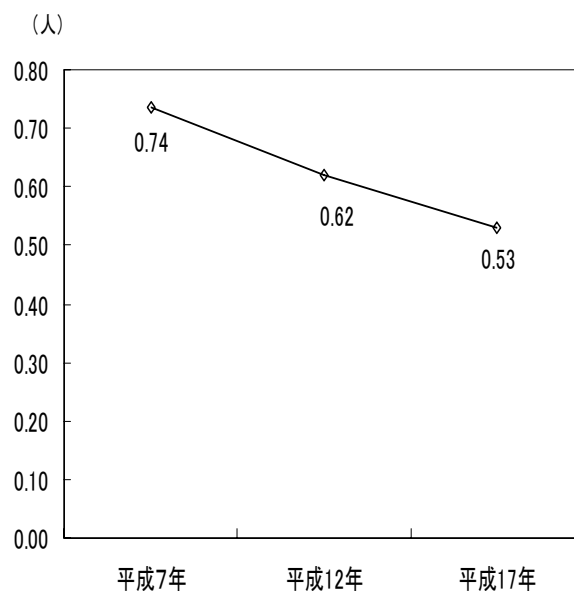


資料：国勢調査

世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯の推移(矢板市)



世帯あたりの子ども(18歳未満)数の推移(矢板市)

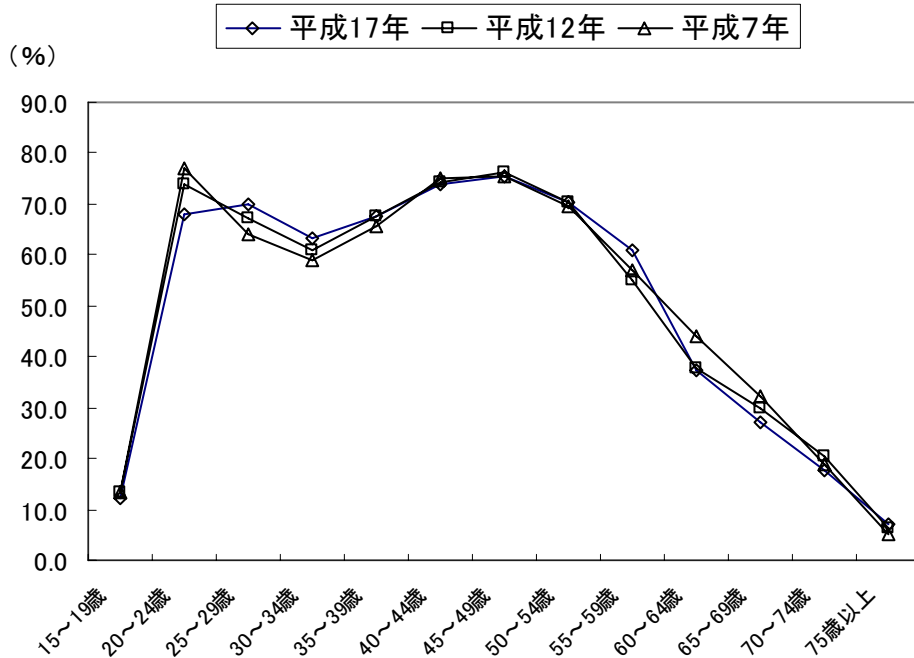


資料：国勢調査

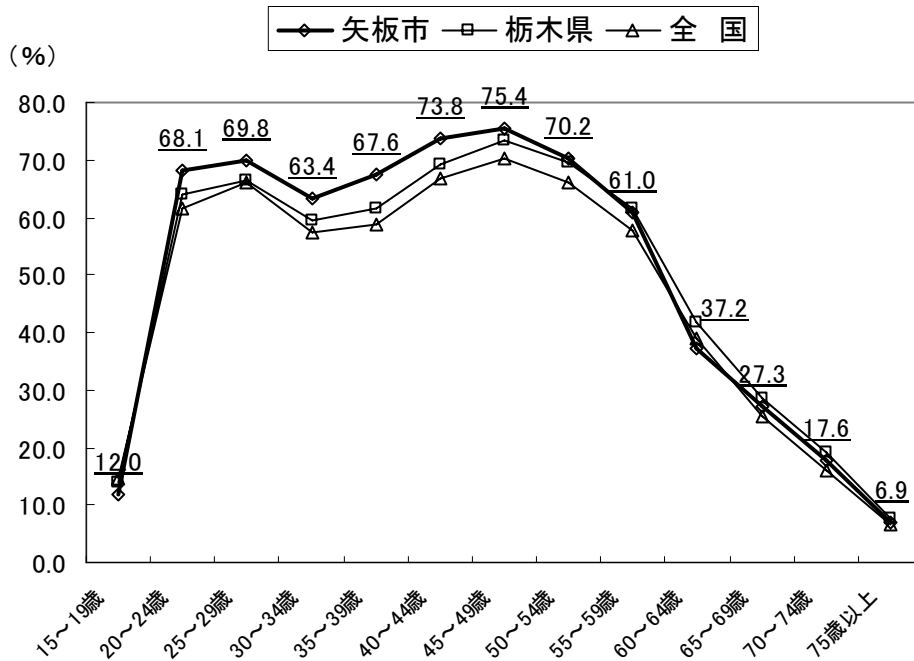
## (2) 就労の状況

女性の就労状況は、全国同様、30代にその割合が一度下がるM字型が続いています。また、本市の女性就業率は、全国や栃木県に比べて高くなっています。

女性の年齢別就業率の推移(矢板市)



女性の年齢別就業率の比較(平成17年)



資料：国勢調査

### 3 保健・保育の状況

#### (1) 乳幼児健診の受診状況

乳幼児健診の受診状況は次のとおりで、9割前後と高い受診率で推移しています。

#### 乳幼児健診の受診状況

事業	区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3か月児健診	該当者(人)	291	285	271	270
	受診者(人)	286	272	269	273(3)
	受診率(%)	98.3	95.4	99.3	100.0
4か月児健診	該当者(人)	292	279	268	273
	受診者(人)	279	270	253	263(4)
	受診率(%)	95.5	96.8	94.4	94.9
10か月児健診	該当者(人)	291	276	295	264
	受診者(人)	286	272	291	254
	受診率(%)	98.3	98.6	98.6	96.2
1歳6か月児健診	該当者(人)	322	275	279	271
	受診者(人)	314	264	274	259
	受診率(%)	97.5	96.0	98.2	95.6
2歳児歯科健診	該当者(人)	312	272	285	298
	受診者(人)	295	225	282	286
	受診率(%)	94.6	93.5	98.9	96.0
3歳6か月児健診	該当者(人)	331	319	326	281
	受診者(人)	302	286	309	240(1)
	受診率(%)	91.2	89.7	94.8	85.1

\* ( ) は市外在住者で対象外、内数

資料：保健年金課

## (2) 健康相談・訪問指導の実施状況

健康相談・訪問指導の実施状況は次のとおりです。平成20年度現在で、妊婦健康相談の延相談者数が285人、乳幼児健康相談の延相談者数が304人、児童生徒健康相談の延相談者数が10人、乳幼児訪問指導の訪問乳幼児数が69人、新生児訪問指導の実施人数が248人でした。

### 健康相談・訪問指導の状況

事業	区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
妊婦健康相談	延相談者(人)	293	286	298	285
乳幼児健康相談	実施回数(回)	24	24	24	24
	延相談者(人)	371	397	377	304
乳幼児訪問指導	訪問乳幼児(人)	31	40	31	69
新生児訪問指導	実施人数(人)	224	221	189	248(9)
児童生徒健康相談	延相談者(人)	9	2	16	10

\*新生児訪問事業は平成20年度からこんにちは赤ちゃん事業に変更

\* ( ) は市外在住者で対象外、内数

資料：保健年金課

## (3) 健康教育等の実施状況

平成20年度で、乳幼児教室の延べ参加者数が216人、思春期教室が172人、ふれあい体験学習が2人となっております。

### 健康教育等の実施状況

事業	区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳幼児教室	実施回数(回)	25	6	17	22
	延参加者(人)	262	61	231	216
思春期教室	実施回数(回)	3	2	1	11
	延参加者(人)	66	38	18	172
ふれあい体験学習	実施回数(回)	2	未実施	2	1
	延参加者(人)	16	—	0	2

\*平成18年度は保健センター改修工事のため未実施

資料：保健年金課

#### (4) 認可保育所の利用状況

平成20年4月1日現在で、認可保育所は8箇所、入所児童数は728人、入所率104.7%となっております。認可保育所は、平成18年度に1箇所増設されましたが、入所児童数は、毎年増加しており、入所率も増えています。

##### 認可保育所の定員数・入所児童数の推移（各年4月1日現在）

事業	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保育所数	7	8	8	8
定員(人)	560	665	680	695
入所児童数(人)	618	683	701	728
入所率(%)	110.4	102.7	103.0	104.7

資料：社会福祉課

##### 保育所（園）一覧（平成21年5月1日現在）

地区	保育所（園）名	延長保育	乳児保育	一時保育	特定保育	病後児保育（体調不良型含む）	休日保育	障がい児保育
矢板	矢板保育園	●	●	●				●
	ぴっころ保育園	●	●			●	●	●
	つくし保育園	●	●		●			●
	ちゅーりっぷ保育園	●	●			●		●
泉	泉保育所	●	●					●
片岡	片岡保育所	●	●					●
	こどもの森保育園	●	●					●
	こどもの森こころ保育園	●	●	●		●		●

#### (5) 幼稚園の利用状況

平成20年5月1日現在、幼稚園は4園、在籍児童数は510人、入園率60.7%となっております。在籍児童数は平成18年度から減少してきています。

##### 幼稚園の定員数・在園児童数等の推移（各年5月1日現在）

事業	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
園数（園）	5	5	5	4
定員（人）	910	910	910	840
在園児童数（人）	572	591	570	510
入園率（%）	62.9	64.9	62.6	60.7

資料：学校教育課

### 私立幼稚園一覧（平成21年4月1日現在）

地区	幼稚園名
矢板	かしわ幼稚園
	すみれ幼稚園
	あおい幼稚園
	矢板幼稚園

### （6）児童館の設置状況

平成21年4月1日現在、児童館は3館あります。

### 児童館一覧（平成21年4月1日現在）

地区	児童館名
矢板	矢板児童館
	矢板東児童館
片岡	片岡児童館

### （7）学童保育の利用状況

平成20年度現在、学童保育は7箇所、定員数290人となっています。平成19年度に1箇所増設されました。

### 学童保育の実施箇所・定員数の推移

事業	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施箇所（所）	6	6	7	7
定員（人）	250	250	270	290

資料：社会福祉課

### 学童保育一覧（平成21年4月1日現在）

地区	学童保育名	定員（人）
矢板	矢板小学童保育館	50
	矢板小第二学童保育館	30
	東小学童保育館	50
	川崎小学童保育館	30
泉	泉小学童保育館	50
片岡	片岡小学童保育館	50
矢板・片岡	安沢小学童保育館	30

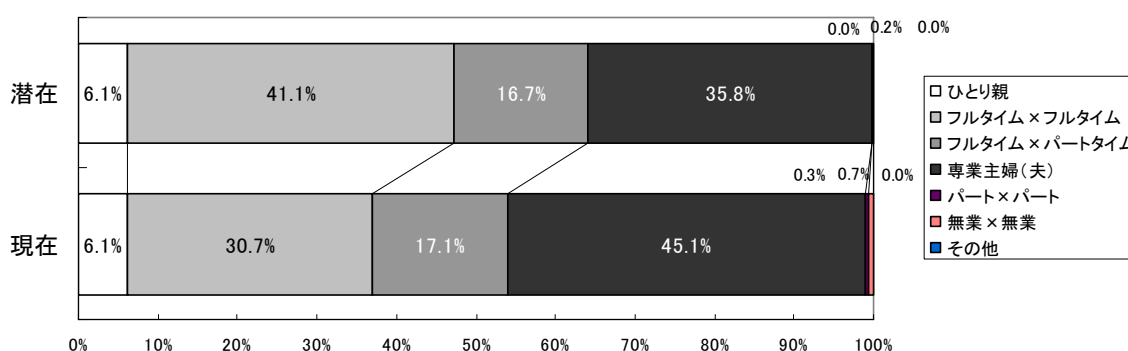
## 4 ニーズ調査による子どもをめぐる状況

### (1) 子育ての実態

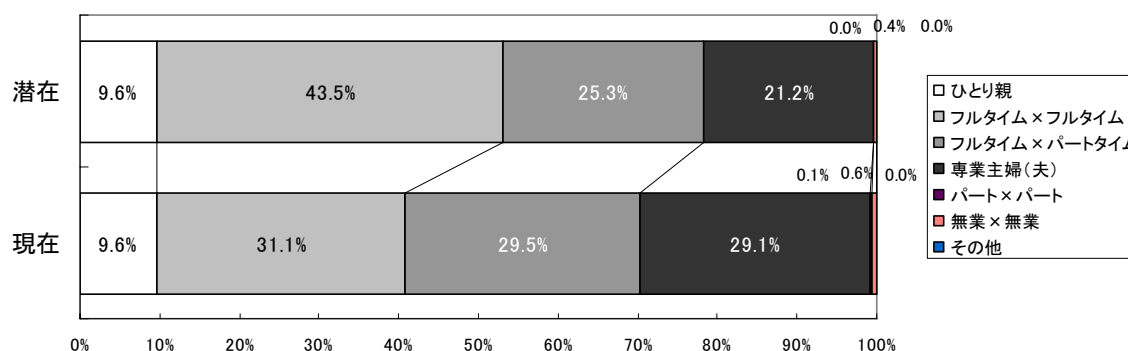
#### ① 就労形態別に見た家族類型別構成の現状と潜在

児童年齢別に家族類型別構成を見てみると、0～2歳の子どものいる家庭の場合、専業主婦（夫）層の割合が最も多いですが、3歳以上の子どものいる家庭になると、共働きの層が増え、中でもフルタイム×パートタイムの家庭が増加します。また、パート就労からフルタイムへの転換希望や未就労者の就労希望（すぐに又は1年以内）を加味した潜在的家族類型では、児童年齢にかかわらず、フルタイム×フルタイムの家庭が増加しており、潜在的な就労ニーズの大きさがうかがえます。

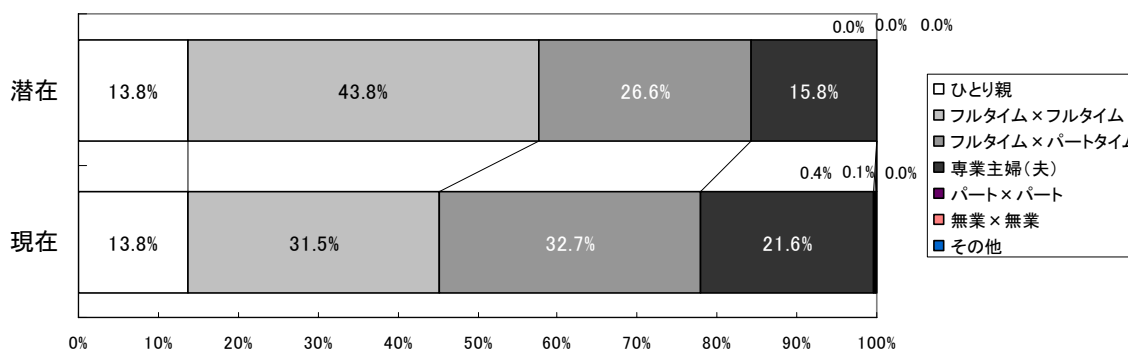
就学前児童(0～2歳)のいる家庭の家族類型別構成の比較



就学前児童(3～5歳)のいる家庭の家族類型別構成の比較



就学児童(6～8歳)のいる家庭の家族類型別構成の比較



※現在：ニーズ調査時点（H20年度）

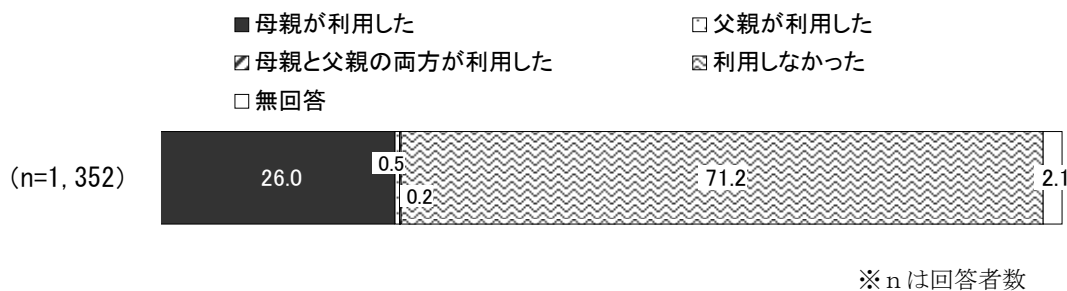
潜在：ニーズ調査からパート就労からフルタイムへの転換希望や未就労者の就労希望（すぐに又は1年以内）を加味した結果

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります（以下、グラフに関しては同じ）

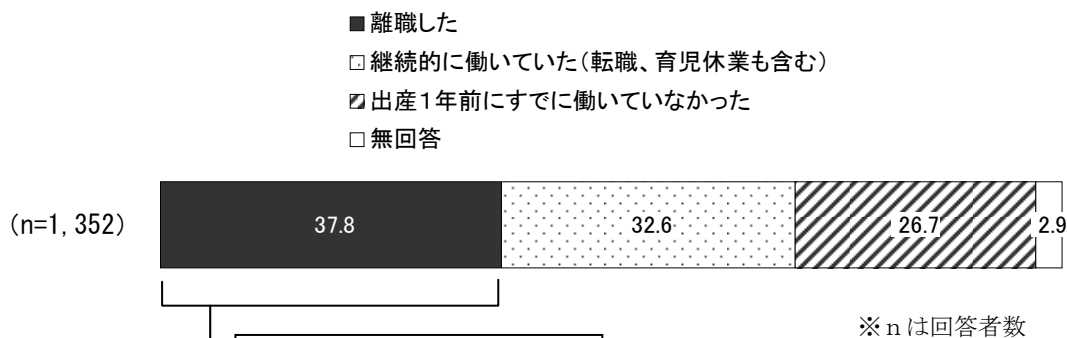
## ②育児休業の状況

育児休業制度の利用は、「母親が利用した」が26.0%、「父親が利用した」が0.5%でした。出産前後に離職した人は37.8%、その中で、各種条件が整っていれば継続していた人が42.6%でした。すでに出産1年前に働いていなかった人が26.7%おり、就労継続ニーズはさらに多い可能性も高いです。育児休業制度の利用も含め、保育サービス基盤や職場環境、家族の理解など、子育て支援環境の必要性がうかがえます。

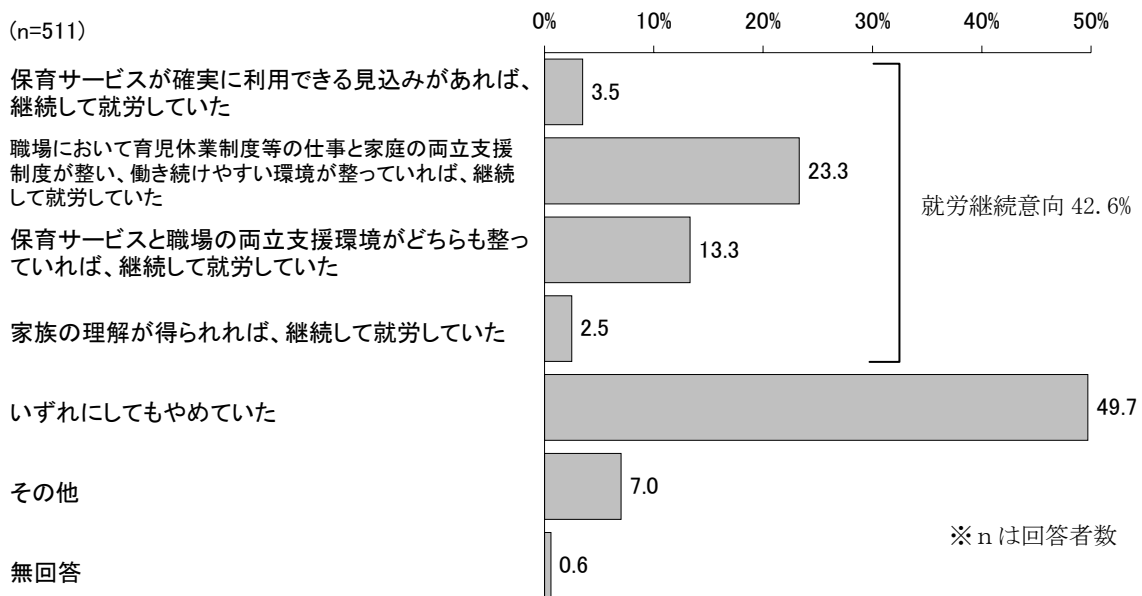
《育児休業制度の利用状況》



《出産前後の母親の離職状況》



《離職者の就労継続意向》



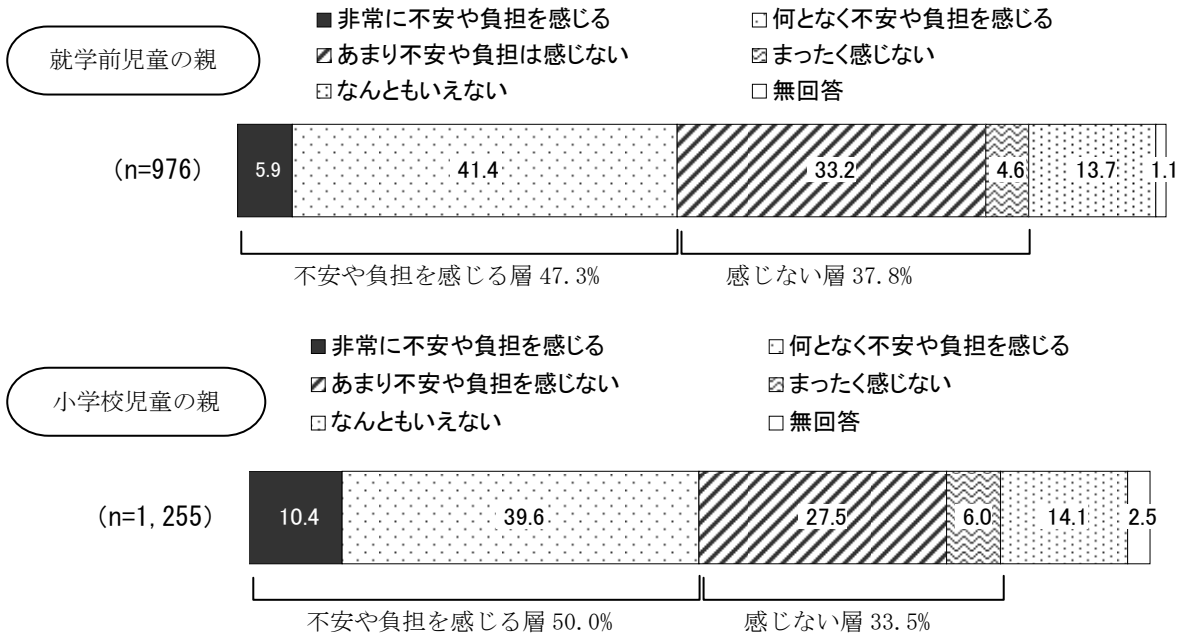
※すべて就学前児童の調査結果

資料：「矢板市子育てに関するアンケート調査報告書」（平成21年3月）

### ③子育てに関する不安感や負担感

就学前児童、小学校児童の親とも、《不安や負担を感じる層》の割合が、《感じない層》に比べて多くなっています。また、その差は小学校児童のほうが広がっており、子育て負担軽減に向けた情報提供や相談体制の充実が望まれます。

《子育てに関する不安感や負担感》



※ n は回答者数

### ④不安や悩みの相談先

不安や悩みの相談先は、就学前児童、小学校児童の親とも 9 割前後の人があると回答しており、高い割合となっています。ただし、相談先がないという回答が小学校児童の親で 8.5% と増えており、発達段階に応じた相談体制の充実が望まれています。

《不安や悩みの相談先》



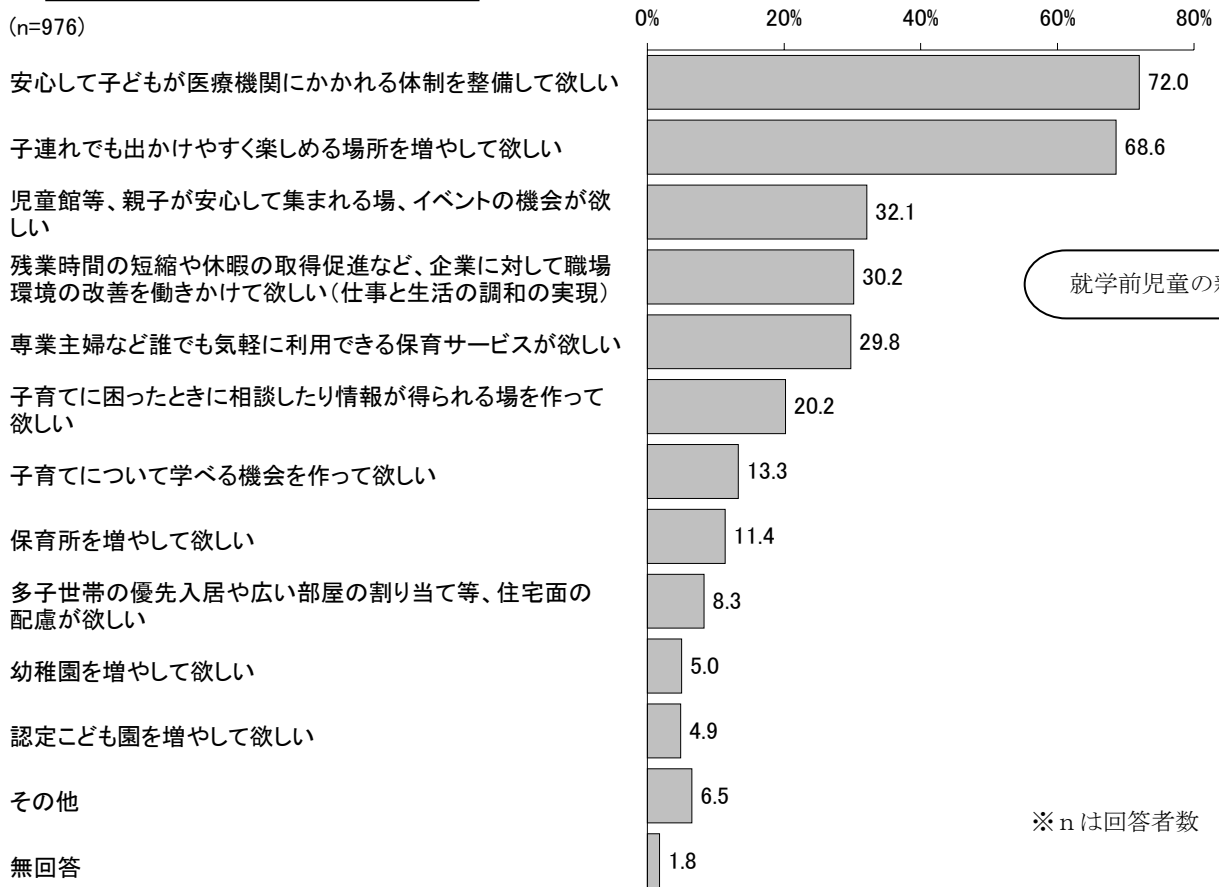
※ n は回答者数

### ⑤行政に期待すること

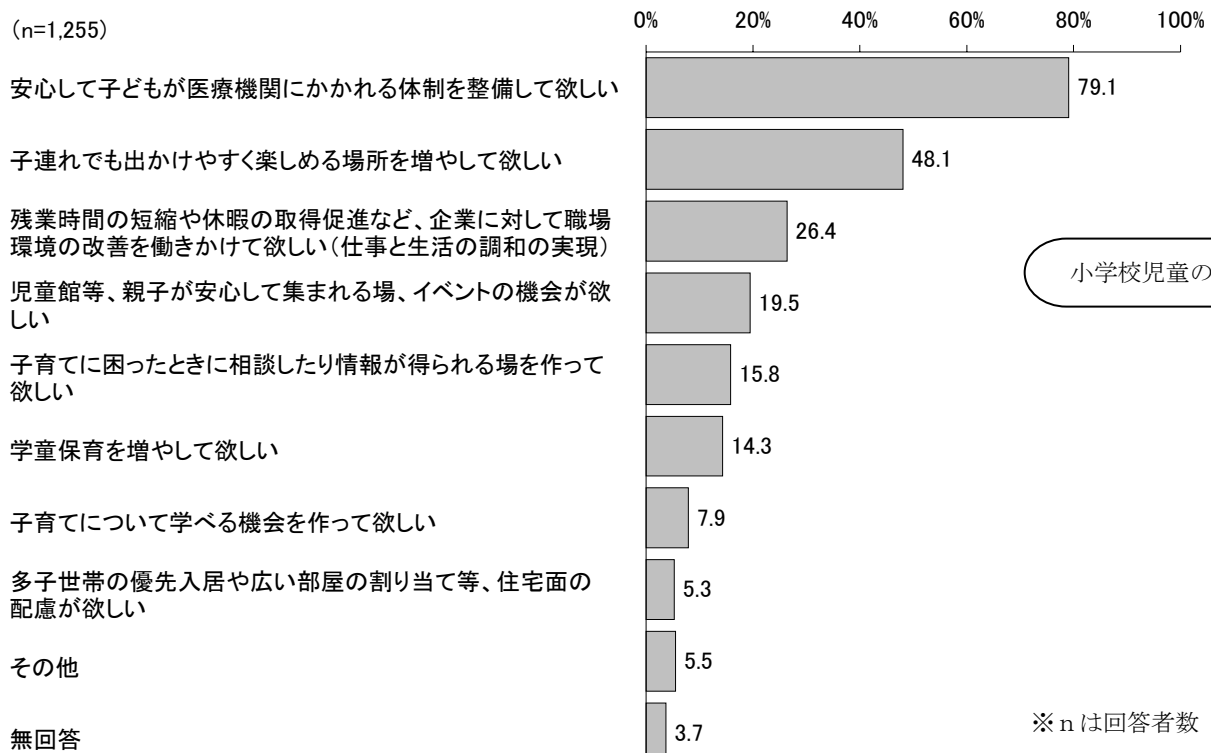
就学前児童、小学校児童を持つ親とも、医療機関の体制整備を望む声は7割以上と多くなっています。安心して子どもがかかれる医療機関の整備が望まれています。

#### 《行政に期待すること》

(n=976)



(n=1,255)



## 5 現行施策の状況

### ①基本目標ごとの進捗評価

前期計画では、次の5つの基本目標を掲げて施策・事業を推進してきました。

基本目標1 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備

基本目標2 子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てできる生活環境の整備

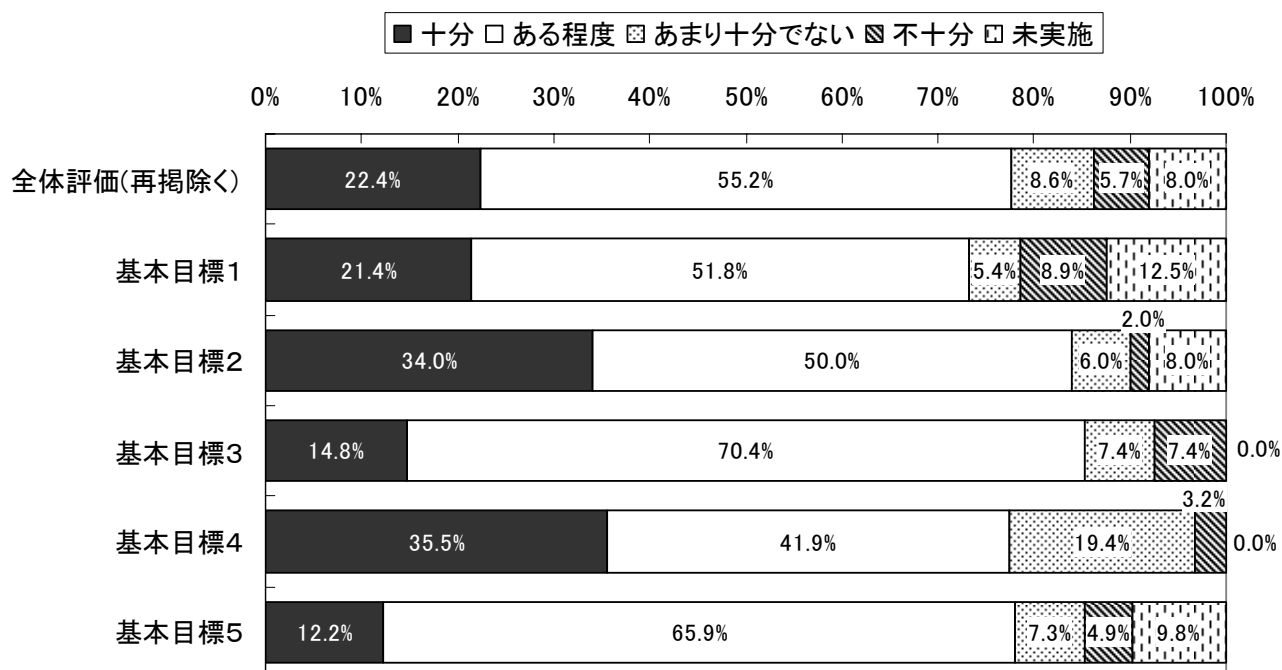
基本目標3 親と子どもの健康づくりのための母子保健の充実

基本目標4 支援を必要とする子育て家庭への施策の充実

基本目標5 地域で支える子育て環境づくり

基本目標ごとに、個別施策・事業の評価結果を整理しました。

基本目標によってばらつきはありますが、どの目標も、十分とある程度を合わせると7割以上が目標に沿った事業が実施できたと評価しています。



## 基本目標1 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備

基本目標1の実現に向けて、地域における子育て支援サービスの充実と子どもの生きる力の育成に向けた、学校教育環境等の整備を重点に、事業に取り組んできました。

取組成果としては、平成20年度現在、地域子育て支援センターを4箇所設置し、学童保育館を7箇所（定員290人）整備し、両事業とも数値目標をすでに達成しています。子どもの権利擁護に関しては、平成17年度に「矢板市要保護児童対策地域協議会」を設置し、毎年会議を開催しています。

個別事業評価	<未実施>7事業 ・「幼稚園施設の利用」「子どもセンターの充実」「つどいの広場」「子育て講習会」「子育て講座（すくすく）」「家庭教育フォーラムの開催」「親子体験活動」 <十分>12事業 ・「地域子育て支援センター事業」「学童保育館の整備・充実」「ブックスタート事業」「情報機器整備事業」「ALT（外国語指導助手）の配置」「学校の適正配置」「幼稚園就園奨励費補助事業」「幼稚園第二子等保育料減免事業」「就学援助事業」「奨学金貸与事業」「中学生マイ・チャレンジ事業」「虐待防止協議会の設置」			
	数値目標の達成度	事業名	H20実績	H21目標
	地域子育て支援センター事業	4箇所	3箇所	達成
	つどいの広場事業	0箇所	1箇所	未達
	放課後児童健全育成事業	290人・7箇所	280人・7箇所	達成

## 基本目標2 子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てできる生活環境の整備

基本目標2の実現に向けて、保育サービスの充実と男女共同による子育ての推進を重点に、事業に取り組んできました。

取組成果としては、多様な保育サービス基盤として、延長保育、休日保育、病後児保育（施設型）、一時保育、特定保育の整備を進め、平成20年度現在、数値目標をすでに達成しています。また、平成19年度に「矢板市男女共同参画計画あいプラン」を策定し、男女が共に働きやすい環境の整備に取り組んでいます。

個別事業評価	<未実施>3事業 ・「保育所（園）・幼稚園等の活用」「民間育児サービス対策事業」「歩道バリアフリー化工事」 <十分>9事業 ・「延長保育の充実」「預かり保育の実施」「休日保育の実施」「特定保育事業の実施」 「保育所（園）保育料の軽減」「手摺り設置工事」「子育てに配慮した住環境の整備」「安全教育の充実」「労働情報の提供の推進」			
	数値目標の達成度	事業名	H20実績	H21目標
	通常保育事業	695人	725人	未達
	延長保育事業	7箇所	7箇所	達成
	休日保育事業	20人・1箇所	20人・1箇所	達成
	病後児保育事業（施設型）	4人・1箇所	4人・1箇所	達成
	一時保育事業	35人・3箇所	15人・3箇所	達成
	特定保育事業	1箇所	1箇所	達成

### 基本目標3 親と子どもの健康づくりのための母子保健の充実

基本目標3の実現に向けて、母子保健サービスの充実と思春期保健対策の充実を重点に、事業に取り組んできました。

取組成果としては、平成18年度に「すこやか矢板21計画」が策定され、健康で幸せに暮らせるまちづくりの実現に向け、7領域（栄養・食生活、運動・身体活動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康及び生活習慣病）で評価目標を設定し、事業を推進しています。

個別事業評価	<未実施>該当なし <十分>4事業 ・「乳幼児健康診査事業」「妊産婦医療費助成事業」「子ども医療費助成事業」「特定疾患者福祉手当」			
	数値目標の達成度	事業名	H20実績	H21目標
	該当なし	—	—	—

#### 基本目標4 支援を必要とする子育て家庭への施策の充実

基本目標4の実現に向けて、養育力向上のための支援の充実を重点に、事業に取り組んできました。

取組成果としては、平成20年度からの生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施や平成17年度の「矢板市要保護児童対策地域協議会」の設置など、育児不安や虐待防止に向けた支援体制を整備してきました。また、障がい児・者施策では、障害者自立支援法により、自立支援給付（各種サービス提供や自立支援医療、補装具費支給）と地域生活支援事業が実施されています。

個別事業評価	<未実施>該当なし <十分>9事業 ・「ひとり親家庭医療費助成事業」「重度心身障害者医療費助成事業」「特別児童扶養手当支給事業」「障害児福祉手当支給事業」「重度心身障害児・者介護手当」「重度心身障害児・者日常生活用具給付事業」「重度心身障害児・者補装具交付等事業」「重度心身障害者住宅改造費助成事業」「福祉タクシー事業」				
	数値目標の達成度	事業名	H20実績	H21目標	状況
	該当なし		—	—	—

#### 基本目標5 地域で支える子育て環境づくり

基本目標5の実現に向けて、児童の健全育成と子育て支援情報の整備・提供を重点に、事業に取り組んできました。

取組成果としては、児童館が市内3箇所で整備され、地域活動の拠点、交流拠点として活用されています。また、平成19年度に矢板市子育て応援ブックを作成し、関係機関への配付や窓口に備え付けるなど、子育てに関する情報の提供に努めています。

個別事業評価	<未実施>4事業 ・「体験学習事業」「カウンセリング、相談事業の充実」「子育て支援ネットワークの構築」「子育てグループ育成事業」 <十分>4事業 ・「児童館整備事業」「地域における世代間交流」「保育交流事業」「地区作品展」				
	数値目標の達成度	事業名	H20実績	H21目標	状況
	該当なし		—	—	—

## ②特定14事業の進捗状況

前期行動計画では、以下の保育・子育て支援事業に関する特定14事業について、数値目標を設定し、基盤整備を進めてきました。平成20年度で、ほぼ計画目標を達成している状況です。

### 特定14事業の概要

No.	事業名	事業概要
1	通常保育事業	公立・私立の保育所（園）で保護者の委託を受け、保育に欠ける生後2か月から小学校就学始期に達するまでの児童を、保護者に代わって保育する事業
2	延長保育事業	通常の保育時間(7:00～18:00)を延長(7:00～19:00)して、保育所（園）で保護者が迎えに来るまで児童を保育する事業
3	夜間保育事業	保護者の就労形態により、夜間においても保育に欠ける児童に対して、保育の実施を行う事業
4	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な家庭に対し、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設等で一時的に児童を保護する事業
5	休日保育事業	休日（日曜・国民の祝日等）に保育に欠ける児童を保育所（園）で預かる事業
6	放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者の就労などにより、平日の昼間及び土曜日に家庭において子どもだけになる小学校低学年児童等に対し、家庭生活や社会生活において必要な生活習慣・遊び・学習の場を提供し児童の健全育成を図る事業
7	病後児保育事業（派遣型）	病気の回復期にある、市内保育所（園）等に入所している乳幼児及び市内小学校に在籍する概ね3年生までの児童を対象に、保護者が就労等で保育できない場合、その家庭又は保育士等の居宅において適当な設備を備える等により保育する事業
8	病後児保育事業（施設型）	病気の回復期にある、市内保育所（園）等に入所している乳幼児及び市内小学校に在籍する概ね3年生までの児童を対象に、保護者が就労等で保育できない場合、一時的に保育所で保育する事業
9	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病、その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行う事が出来る施設において一定期間、養育・保護を行う事業
10	一時保育事業	保護者の病気やけがなどで、一時的に家庭において保育が困難になった場合、保育所（園）において保育を実施する事業
11	特定保育事業	保護者がパートタイム労働や定期的な介護、看護等により保育ができない場合、就学前の児童を週に2・3日程度、保育所（園）において保育する事業
12	ファミリーサポートセンター事業	子育ての支援をしてほしい人（依頼）と手助けをしたい人（提供）が、それぞれ会員となり、お互いに助け合いながら、地域での子育て支援をしていく事業
13	地域子育て支援センター事業	地域全体で子育て家庭に対し子育てを支援するため、専属の職員を配置し、相談・支援等行う事業
14	つどいの広場事業	乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合う事で、精神的な安心感をもたらし、問題解決の糸口となる機会を提供する事業

特定14項目に係る目標事業量の進捗状況

No.	事 業	内 容	実績				目標		進捗割合
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	
1	通常保育事業 (私立・ 公立合計)	計	590 人	665 人	680 人	695 人	725 人	96%	
		0歳児	15 人	40 人	45 人	48 人	30 人	160%	
		1・2歳児	195 人	210 人	215 人	221 人	258 人	86%	
		3歳児	124 人	140 人	140 人	142 人	143 人	99%	
		4・5歳児	256 人	275 人	280 人	284 人	294 人	97%	
2	延長保育事業	計	121 人	180 人	180 人	180 人	100 人	180%	
		30分延長	6 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	100%	
		1時間延長	121 人	180 人	180 人	180 人	100 人	180%	
		2時間延長	6 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	100%	
		3時間以上延長							
3	夜間保育事業	設置							
4	子育て短期支援事業(トイボックス)	設置							
5	休日保育事業	定員	0 人	20 人	20 人	20 人	100%		
6	放課後児童健全育成事業	設置	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	100%	
		定員	250 人	250 人	270 人	290 人	280 人	104%	
7	病後児保育事業(派遣型)	設置	6 箇所	6 箇所	7 箇所	7 箇所	100%		
8	病後児保育事業(施設型)	定員	0 人	0 人	4 人	4 人	100%		
9	子育て短期支援事業(ショートステイ)	設置	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	100%	
		定員	30 人	35 人	35 人	35 人	15 人	233%	
10	一時保育事業	設置	2 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	100%		
11	特定保育事業	定員	15 人	15 人	15 人	15 人	4 人	375%	
		設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	100%	
12	ファミリーサポートセンター事業	設置							
13	地域子育て支援センター事業	設置	3 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	3 箇所	133%	
14	つどいの広場事業	設置	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	0%	

## 第3部 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

次世代育成支援対策推進法における基本理念として、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」とあります。

本市では、家庭における子育てを基本としながら、子どもの健やかな成長と親たちが安心して子育てできるように、地域で支援するという考えに基づいて、3つの基本理念を掲げて、次世代育成支援を進めてきました。後期計画においても、この3つの基本理念を踏襲していきます。

#### 子どもも、親も、地域も、みんなにやさしい子育て支援のまち 矢板

基本理念1 未来を担う子どもが健やかに成長する環境づくり

基本理念2 すべての親が安心して生み育てることができる環境づくり

基本理念3 地域社会全体で支援する子育てにやさしい環境づくり

#### (1) 未来を担う子どもが健やかに成長する環境づくり

○次代を担う子どもが、健やかに成長するための環境を整備すると共に、思いやりや主体性・自立をうながし、確かな学力と豊かな心と身体を育むことができるように支援します。

#### (2) すべての親が安心して生み育てることができる環境づくり

○すべての親が安心して生み育てることができ、子育ての喜びが実感できるように、妊娠・出産・子育ての不安感や負担感を軽減するための支援をします。

#### (3) 地域社会全体で支援する子育てにやさしい環境づくり

○子どもと親がのびのび暮らす環境を整備するために、子育ての楽しさと大変さを分かち合いながら、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支えます。

○また、安心してサービスを利用できる環境づくりに向けて、情報公開やサービスの質を評価し、向上させていくことも必要です。

## 2 基本的視点

- 3つの基本理念の実現に向けて、それぞれに重要となる基本的な視点を設定します。
- 本計画では、前期計画の3つの基本的視点を踏襲するとともに、“子育てを支援する地域の視点”の中に、サービスの質の確保の視点を加えました。

基本的視点1 未来を担う子どもの視点

基本的視点2 生み育てる親の視点

基本的視点3 子育てを支援する地域の視点

### (1) 未来を担う子どもの視点

- 子どもは、社会の未来を担う大切な存在です。すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つように配慮するとともに、次代を担う親づくりという長期的視点に立った子どもの健全育成の取り組みが必要とされます。

### (2) 生み育てる親の視点

- 社会環境や価値観の変化に伴い、子育て家庭の生活環境や親の子育てに対する考え方が多様化し、子育て支援に対するニーズも多様化しています。すべての親が安心して生み育てるために、多様なニーズに対応した子育て支援が必要とされます。
- また、男女が協力して子育てなどを行うこと、仕事と家庭の調和実現に向けた取り組み、子育ての孤立化予防などが必要とされます。

### (3) 子育てを支援する地域の視点

- 親が子育てについて、第一義的に責任を有するという基本的認識の下に、地域の特性を踏まえ、さまざまな人材や既存施設などの社会資源を有効的に活用していくことが必要とされます。
- また、行政、企業、住民がそれぞれの役割を果たしながら、子育て家庭だけに子育てを任せるのではなく、地域全体が連携・協力して取り組むことが必要とされます。
- さらに、安心して子育て支援サービスが利用できる環境づくりには、サービスの質を評価し、向上させることも必要とされます。

### 3 基本目標

○基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げます。基本目標は前期計画を原則踏襲しますが、後期計画では、地域での支えあいがさらに重要との認識から、「地域で支える子育て環境づくり」を目標の1番目に位置づけています。

**基本目標 1** 地域で支える子育て環境づくり

**基本目標 2** 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備

**基本目標 3** 子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てできる生活環境の整備

**基本目標 4** 親と子どもの健康づくりのための母子保健の充実

**基本目標 5** 支援を必要とする子育て家庭への施策の充実

#### (1) 地域で支える子育て環境づくり

○すべての子育て家庭のために、地域にある社会資源や人的ネットワークを活用し、情報提供や相談支援など、多様な子育て支援施策を推進します。また、すべての子どもが放課後や週末等に地域で安心して過ごせるよう、様々な活動機会を提供するとともに、居場所づくりの確保に努めます。

#### (2) 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備

○家庭、保育所（園）・幼稚園、学校、地域社会が連携し、地域とのふれあいを通じて、子どもの自ら学び自ら考える力を養い、豊かな人間性や思いやりの心を育み、心身ともに健やかに成長できるような教育を推進します。

#### (3) 子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てできる生活環境の整備

○多くの親が子育てに不安や負担を感じています。その不安や負担を軽減するため、保育事業の充実、子育てに適した住環境、安全・安心なまちづくり、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた仕事と家庭生活の両立支援などを推進し、喜びと安らぎを感じながら子育てできる生活環境を整備します。

#### (4) 親と子どもの健康づくりのための母子保健の充実

○子どもを安心して生み育てることができ、母子ともに健康的な生活が送れるよう、保健、医療、福祉、教育分野と連携を図るとともに、子どもや母親の心身の健康の確保、小児医療の充実を目指します。

#### (5) 支援を必要とする子育て家庭への施策の充実

○養育力の不足している家庭やひとり親家庭および障がい児・者家庭に対し、自立を促進するための経済的支援、相談機能の充実など施策を推進するとともに、社会問題となっている児童虐待の発生予防、早期発見と防止・対応に、関係機関と連携を図り、地域全体で子どもを守る支援体制づくりに取り組みます。

## 4 施策の体系

後期計画の施策体系は次のとおりです。施策の方向の中で、後期計画期間で拡充と位置づける施策・事業を含むものや、次世代育成支援として継続的に実施すべきものについては、重点（★）と位置づけ、施策を推進していきます。

### 基本目標 1 地域で支える子育て環境づくり

基本施策	施策の方向		施策・事業名	今後の展開	担当課	備考		
	重点	NO					NO	
1 地域における子育て支援サービスの充実	★	1	子育て支援サービスの充実	1	子育て支援事業	現状維持	社会福祉課	
				2	子育てサロン	現状維持	社会福祉課	
				3	ファミリーサポートセンター事業	拡充	社会福祉課	
	★	2	相談・交流拠点の充実	1	地域子育て支援センター事業	現状維持	社会福祉課	
2 児童の健全育成	★	1	交流・活動の場の充実	1	児童館活動支援事業	現状維持	社会福祉課	
				2	地域における世代間交流	現状維持	社会福祉課	
				3		総合型地域スポーツクラブの育成	拡充	生涯学習課
				4	保育交流事業	現状維持	社会福祉課	
				5	学童保育館の整備・充実	現状維持	社会福祉課	
				6	障がい児のための学童保育の充実	現状維持	社会福祉課	
	★	2	様々な体験活動の機会の提供	1	子ども地域活動促進事業（チャレンジ教室）	現状維持	生涯学習課（泉公民館）	
				2	子ども地域活動促進事業（ちびっこ広場）	現状維持	生涯学習課（片岡公民館）	
				3	子ども地域活動促進事業（いろは囲碁教室）	現状維持	生涯学習課（片岡公民館）	
				4	絵本ひろば	現状維持	生涯学習課（図書館）	
				5	おはなしひろば	現状維持	生涯学習課（図書館）	
				6	地区作品展	現状維持	生涯学習課	
				7		現状維持	社会福祉課	
	7	児童生徒演劇鑑賞会	現状維持	生涯学習課（文化会館）				
	3	3	地域活動の充実	1	子ども地域活動促進事業（チャレンジ教室）	現状維持	生涯学習課（泉公民館）	再掲
				2	子ども地域活動促進事業（ちびっこ広場）	現状維持	生涯学習課（片岡公民館）	再掲
				3	子ども地域活動促進事業（子ども会まつり）	現状維持	生涯学習課（片岡公民館）	
				4	地域交流事業の充実	現状維持	社会福祉課	
				5	託児ボランティアの育成	拡充	生涯学習課	
				6	矢板市子ども会連合会の支援	現状維持	生涯学習課	
				7	リーダー研修会	現状維持	生涯学習課（泉公民館）	
4	4	経済的支援の推進	1	子ども手当支給事業	現状維持	社会福祉課		
			2	やいたみらいっ子誕生祝金	現状維持	社会福祉課		
3 各種相談体制の充実	1	相談体制の充実	1	各種相談事業の充実と連携の強化	拡充	社会福祉課		
			2	地域子育て相談体制の整備	拡充	社会福祉課		
			3	スクールカウンセラーの活用	現状維持	学校教育課		
			4	適応指導教室の充実	現状維持	学校教育課		
4 妊娠・出産・子育て等に関する情報提供の充実	1	各種情報提供の充実	1	子育て応援ブックの有効活用	現状維持	社会福祉課		
			2	子育て関連情報サービス事業	現状維持	社会福祉課		

## 基本目標2 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備

基本施策	施策の方向		NO	施策・事業名	今後の展開	担当課	備考		
	重点	NO							
1	子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	1	幼児教育の充実	1	保育士の資質の向上	現状維持	社会福祉課		
				2	幼児教育学級	拡充	生涯学習課(矢板公民館)		
		★	2	豊かな心の育成	1	ブックスタート事業	現状維持	社会福祉課	
					2	心の教育推進事業	新規・検討	生涯学習課	
					3	文化・芸術に親しむ活動	現状維持	生涯学習課,学校教育課	
					4	子ども地域活動促進事業(ちびっこ広場)	現状維持	生涯学習課	
					5	子ども地域活動促進事業(ちびっこ広場)	現状維持	生涯学習課(片岡公民館)	再掲
					6	子ども地域活動促進事業(いろは囲碁教室)	現状維持	生涯学習課(片岡公民館)	再掲
					7	子ども地域活動促進事業(チャレンジ教室)	現状維持	生涯学習課(泉公民館)	再掲
					8	ポットタイム	現状維持	生涯学習課(図書館)	
		★	3	健やかな体の育成	1	各種スポーツ教室の充実	拡充	生涯学習課	
					2	スポーツ少年団の育成	拡充	生涯学習課	
					3	子ども会育成会スポーツ大会	現状維持	生涯学習課(泉公民館)	
					4	スケート教室	現状維持	生涯学習課(矢板・泉・片岡公民館)	
					5	育成会球技大会	現状維持	生涯学習課(矢板・片岡公民館)	
		★	4	社会変化に対応した学校教育の推進	1	情報機器整備事業	現状維持	学校教育課	
					2	外国語指導助手(ALT)の配置	現状維持	学校教育課	
					3	中学生海外派遣	新規・検討	学校教育課	
			5	信頼される学校づくり	1	幼・保・小の連携	現状維持	学校教育課	
					2	個への対応	現状維持	学校教育課	
					3	学校の適正配置	新規・検討	学校教育課	
					4	学校の耐震化	新規	学校教育課	
			6	教育の経済的支援の推進	1	幼稚園就園奨励費補助事業	拡充	学校教育課	
					2	幼稚園第二子等保育料減免事業	縮小	学校教育課	
3	就学援助事業				拡充	学校教育課			
4	奨学金貸与事業				拡充	学校教育課			
5	幼児教育振興特別補助金				現状維持	学校教育課			
2	家庭や地域の教育力の向上	★	1	家庭の教育力の向上	1	就学時子育て学習	現状維持	生涯学習課	
					2	家庭教育学級	拡充	生涯学習課(矢板・泉・片岡公民館)	
					3	幼児教育講演会	現状維持	学校教育課	
		★	2	地域の教育力の向上	1	家庭教育オピニオンリーダー養成・支援事業	拡充	生涯学習課	
2	学校支援地域本部事業	拡充			生涯学習課				
3	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1	環境浄化運動の推進	現状維持	生涯学習課(少年指導センター)		
				2	喫煙・飲酒防止についての啓発	現状維持	保健年金課		
				3	薬物乱用問題についての啓発	現状維持	保健年金課		
4	次代の親の育成	1	思春期ふれあい体験の推進	1	思春期ふれあい体験事業	現状維持	保健年金課		
				2	児童館活動の充実	現状維持	社会福祉課		
5	子どもの人権尊重	1	子どもの人権擁護の推進	1	児童の権利条約の周知・啓発	拡充	社会福祉課		
				2	要保護児童対策地域協議会の充実	拡充	社会福祉課		
				3	要保護児童対応研修会の受講の推進	現状維持	社会福祉課		

### 基本目標3 子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てできる生活環境の整備

基本施策	施策の方向		施策・事業名	今後の展開	担当課	備考		
	重点	NO						
1 保育サービスの充実	★	1	保育施設・環境の整備	1	保育施設整備事業	現状維持	社会福祉課	
				2	保育の質の向上	拡充	社会福祉課	
				3	児童定数の見直し	現状維持	社会福祉課	
	★	2	多様な保育ニーズへの対応	1	低年齢児保育の充実	拡充	社会福祉課	
				2	延長保育の推進	現状維持	社会福祉課	
				3	預かり保育の実施	現状維持	社会福祉課	
				4	障がい児保育の推進	現状維持	社会福祉課	
				5	病後児保育の充実	現状維持	社会福祉課	
				6	一時預かり保育の充実	拡充	社会福祉課	
				7	休日保育の実施	現状維持	社会福祉課	
		3	保育料等の経済的支援策の推進	1	保育所(園)保育料の軽減	現状維持	社会福祉課	
				2	幼稚園就園奨励費補助事業	拡充	学校教育課	再掲
3				幼稚園第二子等保育料減免事業	縮小	学校教育課	再掲	
2 子育て住環境・社会環境の整備	1	子育て世帯に配慮した住環境の整備	1	公園の整備及び施設の充実	現状維持	都市整備課		
			2	まちのバリアフリーの推進	拡充	建設課		
	2	まちのバリアフリーの推進	3	国・県の歩道整備	現状維持	建設課		
			4	公共施設のバリアフリー化の推進	現状維持	建築所管課		
3 子どもの安全の確保と啓発推進	1	子どもの安全対策の推進	1	安全教育の充実	現状維持	社会福祉課		
			2	緊急連絡体制の充実	拡充	学校教育課		
	2	子どもの防犯対策の推進	1	防犯教育の充実	現状維持	学校教育課		
			2	小学生交通安全教室	現状維持	環境課		
4 仕事と家庭・地域生活の両立支援	★	1	男女共同参画意識の推進	1	男女共同参画計画「あいプラン」の推進	現状維持	生涯学習課	
				2	「女と男ラ・ボール」講座	現状維持	生涯学習課	
				3	広報紙「女と男ラ・ボール」の発行	現状維持	生涯学習課	
				4	やいたみんなのつどい(市民のつどい)	現状維持	生涯学習課	
		2	子育てにおける共同参画の推進	1	子育て講座	現状維持	生涯学習課	
				2	子育て参加の啓発	現状維持	生涯学習課	
	★	3	ワーク・ライフ・バランスの実現	1	就労環境改善のための要請活動の充実	現状維持	商工林業課, 生涯学習課	
				2	労働情報の提供の推進	現状維持	商工林業課	
	★	4	多様な保育ニーズへの対応(再掲)	3	就労環境改善のための広報・啓発活動	現状維持	商工林業課, 生涯学習課	
				1	低年齢児保育の充実	拡充	社会福祉課	再掲
2				延長保育の充実	現状維持	社会福祉課	再掲	
3				預かり保育の実施	現状維持	社会福祉課	再掲	
4				障がい児保育の充実	現状維持	社会福祉課	再掲	
5				病後児保育の充実	現状維持	社会福祉課	再掲	
6				一時預かり保育の充実	拡充	社会福祉課	再掲	
7				休日保育の実施	現状維持	社会福祉課	再掲	
8	特定保育事業の実施	現状維持	社会福祉課	再掲				
9	学童保育館の整備・充実	現状維持	社会福祉課	再掲				
10	障がい児のための学童保育の充実	現状維持	社会福祉課	再掲				

## 基本目標 4 親と子どもの健康づくりのための母子保健の充実

基本施策	施策の方向		施策・事業名	今後の展開	担当課	備考			
	重点	NO					NO		
1 母子保健サービスの充実	★	1	妊婦・周産期の健康診査の充実	1	妊婦健康診査	現状維持	保健年金課		
	★	2	乳幼児健康診査の充実	1	乳幼児健康診査事業	現状維持	保健年金課		
				2	児童の健康管理の充実	現状維持	保健年金課		
				3	歯科保健事業	拡充	保健年金課		
				4	予防接種事業	現状維持	保健年金課		
				5	5歳児発達相談	現状維持	保健年金課		
	★	3	訪問指導・相談の充実	1	妊産婦訪問指導	現状維持	保健年金課		
				2	乳幼児訪問指導	現状維持	保健年金課		
				3	育児支援家庭訪問事業	現状維持	社会福祉課		
				4	こんにちは赤ちゃん事業	現状維持	保健年金課		
	★	4	健康相談体制の充実	1	妊婦の健康相談	現状維持	保健年金課		
				2	乳幼児健康相談	拡充	保健年金課		
				3	健康相談体制の充実	現状維持	保健年金課		
				4	歯科相談事業	現状維持	保健年金課		
	2 食育の推進		1	食に関する広報・啓発	1	乳幼児健康診査・相談	現状維持	保健年金課	
		★	2	保育・教育を通じた食育の推進	1	保育所(園)・幼稚園、学校との連携による食育の推進	現状維持	保健年金課 社会福祉課 学校教育課	
2					小・中学校の食育の推進	現状維持	学校教育課		
3					保育所(園)における食育の推進	拡充	社会福祉課		
3 思春期保健対策の推進		1	思春期保健対策の推進	1	児童生徒健康栄養相談	現状維持	保健年金課		
	2			思春期学校保健事業	拡充	学校教育課			
	3			思春期ふれあい体験事業	現状維持	保健年金課	再掲		
4 母子医療体制の整備		1	医療体制・健康診査体制の充実	1	休日・夜間診療の充実	現状維持	保健年金課		
	2			妊婦健康診査	現状維持	保健年金課	再掲		
		2	指導・相談体制の充実	1	妊産婦訪問指導	現状維持	保健年金課	再掲	
				2	妊婦の健康相談	現状維持	保健年金課	再掲	
				3	健康相談体制の充実	現状維持	保健年金課	再掲	
		3	医療費等の経済的支援策の推進	1	妊産婦医療費助成事業	現状維持	社会福祉課		
				2	こども医療費助成事業	拡充	社会福祉課		
				3	特定患者福祉手当(小児特定患者)	現状維持	社会福祉課		

## 基本目標5 支援を必要とする子育て家庭への施策の充実

基本施策	施策の方向		施策・事業名	今後の展開	担当課	備考	
	重点	NO					NO
1 社会的養育体制の充実		1	養育支援機能の充実	1 家庭児童相談室の充実	現状維持	社会福祉課	
			2	家庭的養護の推進	2 育児支援家庭訪問事業	現状維持	社会福祉課
		2	家庭的養護の推進	1 里親制度の周知	拡充	社会福祉課	
2 児童虐待防止対策の推進	★	1	児童虐待防止対策の推進	1 要保護児童対策地域協議会の充実	拡充	社会福祉課	再掲
				2 要保護児童対応研修会の受講の推進	現状維持	社会福祉課	再掲
3 ひとり親家庭への自立支援	★	1	子育て・生活支援策の推進	1 母子父子家庭招待事業	現状維持	社会福祉課	
				2 保育所優先入所の推進	現状維持	社会福祉課	
				3 ファミリーサポートセンター事業の利用促進	現状維持	社会福祉課	
				4 多様な保育サービスの利用促進	拡充	社会福祉課	
				5 公営住宅入居の推進	現状維持	建設課	
				6 母子生活支援施設事業	現状維持	社会福祉課	
	★	2	就業支援策の推進	1 母子家庭自立支援教育訓練給付金制度	拡充	社会福祉課	
				2 母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業	拡充	社会福祉課	
				3 母子自立支援員による就業相談	現状維持	社会福祉課	
				4 母子自立支援プログラム策定	現状維持	社会福祉課	
				5 公共職業安定所等との連携強化による就業斡旋の充実	現状維持	社会福祉課	
		3	経済的支援策の推進	1 ひとり親家庭医療費助成事業	現状維持	社会福祉課	
				2 児童扶養手当支給事業	現状維持	社会福祉課	
				3 遺児手当支給事業	現状維持	社会福祉課	
				4 母子寡婦福祉資金貸付事業	現状維持	社会福祉課	
				5 就学援助事業	拡充	学校教育課	再掲
		4	相談体制・情報提供の充実	1 ひとり親家庭相談事業	現状維持	社会福祉課	
				2 母子寡婦福祉連合会などの自助団体の育成	現状維持	社会福祉課	
				3 ひとり親家庭支援策の周知	現状維持	社会福祉課	
	4 障がい児(者)対策の推進	1	指導・相談体制の充実	1 相談指導体制の充実	現状維持	社会福祉課	
2 就学指導委員会の充実				現状維持	学校教育課		
3 5歳児発達相談				現状維持	保健年金課	再掲	
2		障がい児福祉サービスの充実	1 児童デイサービス	現状維持	社会福祉課		
			2 短期入所	現状維持	社会福祉課		
			3 居宅介護	現状維持	社会福祉課		
3		特別支援教育の推進	1 幼稚園特別支援教育費補助金	新規・検討	学校教育課		
			2 特別支援教育の推進	拡充	学校教育課		
			3 指導者研修の充実	拡充	社会福祉課		
4		4	障がい児(者)への経済的支援策の推進	1 重度心身障害者医療費助成事業	現状維持	社会福祉課	
				2 特別児童扶養手当支給事業	現状維持	社会福祉課	
				3 障害児福祉手当支給事業	現状維持	社会福祉課	
				4 重度心身障害児・者介護手当	現状維持	社会福祉課	
	5 日常生活用具給付事業			現状維持	社会福祉課		
	6 補装具費給付事業			現状維持	社会福祉課		
	7 重度身体障害者住宅改造費助成事業			現状維持	社会福祉課		
	8 福祉タクシー事業			現状維持	社会福祉課		

## 5 事業目標一覧

ニーズ調査結果、対象児童数の推移、各事業の利用の伸び、各事業の実現可能性等を総合的に判断し、後期計画の全国共通設定事業12事業の平成26年度の目標事業量を設定しました。

12事業の数値目標（推測値）

NO.	事業名		単位	平成22年度 (予定)		平成26年度 (目標)	増減数	
1	通常保育事業	3歳未満児	認可保育所	人	285	→	308	23
			保育5サービス	人	308	→	331	23
			うち、家庭的保育事業	人	0	→	0	0
		3歳以上児	認可保育所	人	470	→	502	32
			保育5サービス	人	489	→	521	32
			うち、家庭的保育事業	人	0	→	0	0
			保育6サービス	人	564	→	601	37
		計	うち、認可保育所+家庭的保育+幼稚園の預かり保育	人	545	→	582	37
			認可保育所	人	755	→	810	55
	保育5サービス		人	797	→	852	55	
2	特定保育事業	うち、家庭的保育事業	人	0	→	0	0	
		認可保育所	人	62	→	72	72	
		保育5サービス	人	1	→	1	0	
3	延長保育事業	人	104	→	138	34		
		箇所	7	→	7	0		
4	夜間保育事業	人	0	→	0	0		
		箇所	0	→	0	0		
5	トワイライトステイ事業	人	0	→	0	0		
		箇所	0	→	0	0		
6	休日保育事業	人	231	→	289	58		
		箇所	1	→	1	0		
7	病児・病後児保育事業	病児・病後児対応型	日数	20	→	20	0	
			箇所	1	→	1	0	
		体調不良型	日数	726	→	1,089	363	
			箇所	2	→	3	1	
		計	日数	746	→	1,109	363	
箇所	3	→	4	1				
8	放課後児童健全育成事業	人	310	→	340	30		
		箇所	7	→	8	1		
9	一時預かり事業	日数	150	→	250	100		
		箇所	2	→	2	0		
10	地域子育て支援拠点事業	箇所	3	→	4	1		
11	ショートステイ事業	箇所	0	→	0	0		
12	ファミリーサポートセンター事業	箇所	1	→	1	0		

\*通常保育事業の認可保育所については、広域入所児童分も含む。

\*保育5サービス・・・認可保育所、家庭的保育、事業所内保育施設、自治体の認証・認可保育施設、その他の保育施設

\*保育6サービス・・・保育5サービス、幼稚園の預かり保育

\*人数については、利用者の推測値

## 12事業の概要

No.	事業名	事業概要
1	通常保育事業	公立・私立の保育所（園）で保護者の委託を受け、保育に欠ける生後2か月から小学校就学始期に達するまでの児童を、保護者に代わって保育する事業
2	特定保育事業	保護者がパートタイム労働や定期的な介護、看護等により保育ができない場合、就学前の児童を週に2・3日程度、保育所（園）において保育する事業
3	延長保育事業	通常の保育時間（7:00～18:00）を延長（7:00～19:00）して、保育所（園）で保護者が迎えに来るまで児童を保育する事業
4	夜間保育事業	保護者の就労形態により、夜間においても保育に欠ける児童に対して、保育の実施を行う事業
5	トワイライトステイ	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な家庭に対し、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設等で一時的に児童を保護する事業
6	休日保育事業	休日（日曜・国民の祝日等）に保育に欠ける児童を保育所（園）で預かる事業
7	病児・病後児保育事業	病院・保育所（園）において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業
8	放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者の就労などにより、平日の昼間及び土曜日に家庭において子どもだけになる小学校低学年児童等に対し、家庭生活や社会生活において必要な生活習慣・遊び・学習の場を提供し児童の健全育成を図る事業
9	一時預かり事業	保護者の病気やけがなどで、一時的に家庭において保育が困難になった場合、保育所（園）において保育を実施する事業
10	地域子育て支援拠点事業	地域において、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進するための事業
11	ショートステイ事業	保護者の疾病、その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行う事が出来る施設において一定期間、養育・保護を行う事業
12	ファミリーサポートセンター事業	子育ての支援をしてほしい人（依頼）と手助けをしたい人（提供）が、それぞれ会員となり、お互いに助け合いながら、地域での子育て支援をしていく事業

## 第4部 施策の展開

### 1 基本目標1 地域で支える子育て環境づくり

#### (1) 基本施策：地域における子育て支援サービスの充実

【課題と今後の方向性】（○印：課題 ●印：今後の方向性）

- アンケート調査結果では、市の子育て支援サービスの周知状況は、就学前児童の場合、20%から80%台とサービスによる違いが大きく、事業周知の必要性が求められています。
- すべての子育て家庭への支援を行う観点から、育児不安を抱える親への対応なども含め、子育て支援サービスの充実が望まれています。
- 子育て支援事業の実施にあたり、母子保健に関する事業との連携など、関連する分野との連携・協力による、サポート体制が求められています。
- 本市では、ファミリーサポートセンターが平成21年度に立ち上がり、地域全体で子育て家庭を支援するしくみづくりが進んでいます。今後とも、住民相互の助け合い、地域との繋がりをより密にしていく必要があります。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設の有効利用、相談・交流拠点の充実を図り、子育てを地域全体で支える仕組みづくりを目指していきます。

#### ①施策の方向：子育て支援サービスの充実 **重点**

子育て支援サービスの充実に向けて、ファミリーサポートセンター事業の拡充や子育て支援サービスの周知・利用促進、母子保健事業との連携等に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	子育て支援事業	社会福祉課	保育所（園）、幼稚園などを活用し、身近な場所での子育てに関する相談や育児教室、行事への参加による交流などを行います。今後も、地域子育て支援活動の充実を図るとともに、市広報紙やホームページ等を利用し、さらなる周知を図ります。	現状維持
2	子育てサロン	社会福祉課	母親同士の仲間づくりの場として、保育所（園）、幼稚園等の場を提供して実施しています。今後も、ポスター配付や健診等の情報提供を行い、新規利用者の開拓に努めます。	現状維持
3	ファミリーサポートセンター事業	社会福祉課	「子育ての支援をしてほしい人」（依頼会員）と「子育ての手助けをしたい人」（提供会員）がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら、地域全体で子育て家庭を支援していく仕組みです。様々な支援活動が行えるように、引き続き会員募集を行います。事業周知のための広報及びホームページ掲載や、会員同士の交流会、活動状況等を紹介した通信誌、スキルアップ研修等、充実した活動内容になるよう、事業を拡充していきます。	拡充

②施策の方向：相談・交流拠点の充実 **重点**

相談・交流拠点の充実に向けて、地域子育て支援センターを拠点に機能の充実を図ります。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	地域子育て支援センター事業	社会福祉課	地域子育て支援センターは、子育て家庭を総合的に支援する施設で、保護者同士、子ども同士のふれあいの場として、子育てに関する相談、情報の提供、子育てサークル等の支援などを実施しています。今後とも、地域の拠点として、機能の充実を図ります。	現状維持

【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成26年度(目標)
ファミリーサポートセンター事業	社会福祉課	箇所数	1箇所

## (2) 基本施策：児童の健全育成

### 【課題と今後の方向性】

- 子どもの健やかな育成基盤として、放課後や週末の「居場所づくり」が求められています。
- また、子どもの健全育成には、さまざまな人との交流や体験的活動、地域活動など、多様な活動機会があること、子ども自身が主体的に参加できることが必要です。
- 児童の健全育成に向けて、交流・活動の場の充実、様々な体験活動の機会の提供、地域活動の充実を図るとともに、経済的支援の推進を目指していきます。

### ①施策の方向：交流・活動の場の充実 重点

交流・活動の場の充実に向けて、世代間交流やスポーツ活動など、様々な分野との連携・協力を図りながら、地域での交流・活動の機会づくりに努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	児童館活動支援事業	社会福祉課	自然体験活動や中高生のボランティアの促進、地域のお年寄りとの交流を図るなど、児童館の特色を生かし様々な活動を実施し、児童の健全育成に寄与します。また、住民による地域組織活動を促進するため、各児童館で母親クラブが活動しています。就学前の親子の交流の場として、今後も各事業を周知し、利用促進に繋げ、活動を支援していきます。	現状維持
2	地域における世代間交流	社会福祉課	地域の高齢者や身体障がい者等と子どもの交流や、保育所(園)、幼稚園の各種行事への地域住民の参加等を通して、子どもと地域の人々の相互理解が深められるよう努めます。	現状維持
		学校教育課	地域の高齢者や身体障がい者等との交流や、小中学校の各種行事への地域住民の参加等を通して、子どもと地域の人々の相互理解が深められるよう努めます。	現状維持
3	総合型地域スポーツクラブの育成	生涯学習課	あらゆる世代の人がスポーツを楽しめる環境づくりをするため、さまざまな教室を開設しています。今後、会員増に向けて、新たな種目の教室の開設や定期的なイベントの開催などを検討していく必要があります。	拡充
4	保育交流事業	社会福祉課	障害児通園施設に通う子どもたちと保育所(園)、幼稚園に通う子ども達が、お互いの施設に出向くなどして、健常児と障がい児との交流の場を設け、相互理解を深めています。今後とも、各施設の情報交換、連携に努めます。	現状維持
5	学童保育館の整備・充実	社会福祉課	学童保育館を利用する児童が安心して過ごすことができるような体制を整備するとともに、放課後児童の活動内容の充実や指導員の資質の向上を図るため、指導員や管理者が積極的に研修するように努めます。また、今後とも、児童の推移や保護者ニーズを勘案し、柔軟に対応していきます。	現状維持
6	障がい児のための学童保育の充実	社会福祉課	平成21年度は、4か所の学童保育館で障がい児を受け入れています。今後とも必要に応じて人的配置を考慮するなど、障がい児の受け入れを検討していきます。	現状維持

②施策の方向：様々な体験活動の機会の提供 **重点**

様々な体験活動の機会の提供に向けて、文化活動や自然体験、創作活動など、多様な分野との連携・協力を図ります。また、地域のイベントや行事の周知や参加促進に努め、地域の人々との交流を通して、子どもの心身の健全育成を図ります。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	子ども地域活動促進事業(チャレンジ教室)	生涯学習課 (泉公民館)	小学生を対象に、自然体験活動や創作活動を行い、何にでもチャレンジする心を育てています。今後も事業を周知し、利用促進に繋がります。	現状維持
2	子ども地域活動促進事業(ちびっこ広場)	生涯学習課 (片岡公民館)	土曜日や日曜日等の休日に、多彩な地域活動の機会と場を子どもたちに提供します。今後も事業を周知していきます。	現状維持
3	子ども地域活動促進事業(いろは囲碁教室)	生涯学習課 (片岡公民館)	小学生から一般の初心者を対象に、集中力などを養うための機会を提供します。今後も事業を周知していきます。	現状維持
4	絵本ひろば	生涯学習課 (図書館)	図書館では、毎月ボランティアに絵本の貸し出しを行い、幼児を対象に月2回勤労青少年ホームにて、読み聞かせを行っています。今後も図書館と子どもを繋ぐ機会の提供に努めます。	現状維持
5	おはなしひろば	生涯学習課 (図書館)	市民の日「ともなまつり」の時に図書館・生涯学習館にて、ボランティアが小中学生等に対し、本読み・お話し・腹話術・エプロンシアター・パネルシアター・人形劇を行います。今後も図書館と子どもを繋ぐ機会の提供に努めます。	現状維持
6	地区作品展	生涯学習課	市内の3公民館が実施している文化祭への出品をPRし、芸術に対する関心を高め、芸術にふれあうことを目的としています。今後も作品展のPRや発表の場の確保に努めます。	現状維持
		社会福祉課	各保育所(園)において、地区作品展への出品を奨励しています。	現状維持
7	児童生徒演劇鑑賞会	生涯学習課 (文化会館)	情操教育の充実を目的に市内全幼児、小・中学生を対象に演劇鑑賞会を開催しています。今後も舞台芸術や音楽を鑑賞できる機会の提供に努めます。	現状維持

### ③施策の方向：地域活動の充実

地域活動の充実に向けて、地域活動を活性化させるための、地域活動への支援やリーダー育成に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	子ども地域活動促進事業(チャレンジ教室)	生涯学習課 (泉公民館)	再掲) 基本目標 1-(2)-②-1 (P38)	
2	子ども地域活動促進事業(ちびっこ広場)	生涯学習課 (片岡公民館)	再掲) 基本目標 1-(2)-②-2 (P38)	
3	子ども地域活動促進事業(子ども会まつり)	生涯学習課 (片岡公民館)	矢板市片岡地区コミュニティ推進協議会主催の文化祭と共催で子ども会まつりを実施し、芸術にふれあうとともに地域の人々と交流を図ります。今後も事業の周知に努めます。	現状維持
4	地域交流事業の充実	社会福祉課	各保育所(園)において地域の高齢者を、運動会、所外保育、伝統行事に招待し、また中学校の生徒の体験学習も含め、さまざまな人との交流を図っています。今後も世代間交流、地域交流の機会の提供に努めます。	現状維持
5	託児ボランティアの育成	生涯学習課	男女共同参画啓発活動団体の中で託児ボランティアを育成しています。(矢板市男女共同参画啓発活動団体グループ“あい”託児部)	拡充
6	矢板市子ども会連合会の支援	生涯学習課	矢板市子ども会連合会(市子連)及びジュニアリーダーズの活動を支援します。	現状維持
7	リーダー研修会	生涯学習課 (泉公民館)	泉地区子ども会加入の中学2年生を対象にリーダー研修会を実施し、リーダーを育成するための事業として充実を図ります。	現状維持

#### ④施策の方向：経済的支援の推進

経済的支援の推進に向けて、出生時の祝金や子ども手当を支給します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	子ども手当支給事業	社会福祉課	家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学3年生の年度末まで(予定)、児童を養育している方に対して手当を支給します。	現状維持
2	やいたみらいっ子誕生祝金	社会福祉課	第2子以降出生の際、誕生を祝い健やかな成長を願って、保護者の方にお祝い金30,000円を支給します。(ただし、引き続き6か月以上矢板市に住所を有する方で、矢板市に出生の届け出をすることを条件とします。)	現状維持

#### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成26年度(目標)
総合型地域スポーツクラブの育成	生涯学習課	会員数	600 人
学童保育館の整備・充実	社会福祉課	箇所数	8 箇所
障がい児のための学童保育の充実	社会福祉課	受入人数	10 人
地区作品展	生涯学習課	PR回数	年1 回

### (3) 基本施策：各種相談体制の充実

#### 【課題と今後の方向性】

- アンケート調査結果では、就学前児童・小学児童を持つ親の半数近くの人が、子育てに対する不安感や負担感を感じています。すべての子育て家庭の育児不安解消に向けた支援体制づくりが望まれています。
- 相談体制づくりには、関係機関や相談支援拠点との連携・協力が必要となります。
- 各種相談体制の充実に向けて、子どもとその親の双方から相談が受けられるよう、身近な相談支援体制の整備を目指していきます。

#### ①施策の方向：相談体制の充実

相談体制の充実に向けて、学校や関係機関、地域協議会、子育て支援センター等との連携・協力を努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	各種相談事業の充実と連携の強化	社会福祉課	育児相談・児童家庭相談・母子相談など相談員による各種相談事業を充実していきます。平成17年度設置の「要保護児童対策地域協議会」のさらなる連携強化、継続的な支援に努めます。	拡充
2	地域子育て相談体制の整備	社会福祉課	子育ての悩みなどを気軽に相談できる環境をつくるため、保育所(園)、幼稚園の子育て相談事業を有効に活用し、身近な場所で相談できる体制づくりに努めます。また、地域子育て支援センターを活用し、子育て相談事業の強化を図ります。今後は、様々な相談内容に対応できるよう、各関係機関と連携を図っていきます。	拡充
3	スクールカウンセラーの活用	学校教育課	平成21年度に東小学校に子どもと親の相談員、3中学校にスクールカウンセラーを配置した。今後は各中学校区に配置したスクールカウンセラーの校内の組織の中での活用と、小学校との連携に努めていきます。	現状維持
4	適応指導教室の充実	学校教育課	各学校で、不登校児童生徒に対して、適応指導教室「チャレンジハウス」への通級を支援しています。また、通級者の自立を促すとともに、学校生活への適応を図るための援助指導を行い、在籍校への復帰を支援します。	現状維持

#### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成26年度(目標)
スクールカウンセラーの活用	学校教育課	スクールカウンセラーの配置数	3人

#### (4) 基本施策：妊娠・出産・子育て等に関する情報提供の充実

##### 【課題と今後の方向性】

- 平成19年度に「矢板市子育て応援ブック」を作成し、矢板市の子育て施策等について、情報提供を行っています。アンケート調査結果では、この冊子の周知度は52.4%で、これまでの利用経験は24.0%でした。知らないといざ必要な時に使えないこともあるため、周知度をさらに高めていく必要があります。
- 各種訪問指導の実施、平成20年度からの「こんにちは赤ちゃん事業」を通じて、情報提供、相談支援の充実を図っています。地域や家庭の子育てに関するサポート力が弱まっていく中で、妊娠・出産・子育て中の親と接する様々な機会を通じて、悩みを聞いたり、必要な情報を提供するなどの対応が求められています。
- 妊娠・出産・子育て等に関する各種情報提供の充実を目指していきます。

##### ①施策の方向：各種情報提供の充実

各種情報提供の充実に向けて、子育て応援ブックの利用や子育てに関する情報提供を図ります。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	子育て応援ブックの有効活用	社会福祉課	平成19年度に子育て応援ブックを作成し、各関係機関に配付し、市の窓口にて備え付けています。市民に矢板市の子育てに関する主要な情報を分かりやすく伝えるため、随時見直しを行い有効活用を図ります。	現状維持
2	子育て関連情報サービス事業	社会福祉課	「子育て支援」に関する保育施設等の行事予定を毎月広報に掲載し、情報の周知を図ります。また、市保健福祉センター入り口に「子育て支援情報コーナー」を設け、各種子育て情報を掲示し、広く市民に広報していきます。	現状維持

##### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成26年度(目標)
子育て関連情報サービス事業	社会福祉課	情報提供回数	年12回

## 2 基本目標2 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備

### (1) 基本施策：子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

#### 【課題と今後の方向性】

- 子ども達を取り巻く環境では、いじめや不登校、学級崩壊など、様々な問題が起きています。これらの課題に対し、適切に対応していけるよう、各種関連機関との連携・協力、相談体制づくりを進めていく必要があります。
- 次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばせるよう、幼児教育、学校教育の充実が必要です。
- 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備に向けて、幼児教育の充実、豊かな心の育成、健やかな体の育成、確かな学力づくりを進めていきます。また、地域や家庭との連携・協力を図り、信頼される学校づくりを進めるとともに、教育の経済的支援の推進を目指していきます。

#### ①施策の方向：幼児教育の充実

幼稚園・保育所を通じた幼児教育の充実に向けて、職員の資質向上を進めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	保育士の資質の向上	社会福祉課	保育業務に直接携わる保育士の資質の向上を図り、子育ての手法や情報の提供などを支援するため、各種研修会や勉強会等に積極的に参加するよう努めます。	現状維持
2	幼児教育学級	生涯学習課 (矢板公民館)	未就学児をもつ保護者を対象に、子どもたちの基本的な生活習慣の習得のための学習や保護者同士の交流を目的として実施しています。今後も子育てに必要な情報や学習機会を提供していきます。	拡充

## ②施策の方向：豊かな心の育成 **重点**

豊かな心の育成に向けて、地域と学校が連携・協力して、様々な体験活動の取り組みを進めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	ブックスタート事業	社会福祉課	10ヶ月検診の際、「抱っこ」の暖かさの中で、絵本を介しやさしく語りかけ、言葉と豊かな心を育むために絵本を配付します。	現状維持
2	心の教育推進事業	生涯学習課	自治公民館などを会場に地域の大人、PTA役員、自治会役員、教師等が集まり、子どもの心の教育について話し合ったり、話し合いの結果に基づく活動を行ったりしています。今後は、事業目的や実施方法等も含めて改めて事業内容を検討していきます。	新規・検討
3	文化・芸術に親しむ活動	生涯学習課 学校教育課	文化財見学や芸術文化の鑑賞、子ども向け講座の開設等の機会をつくり、両課連携のもと、文化・芸術に親しむ活動の充実を図ります。	現状維持
4	子ども地域活動促進事業(ちびっこ広場)	生涯学習課	矢板の次代を担う子どもたちに、地域の中でさまざまな活動を体験させることにより、「ふるさと矢板」に愛着を持ち、心豊かでたくましい子どもに成長するよう「心の教育」「地域づくり」「まちづくり」の視点に立った、あらゆる取組を総合的に推進することを目的としています。今後も利用者ニーズに応じた事業実施に努めます。	現状維持
5	子ども地域活動促進事業(ちびっこ広場)	生涯学習課 (片岡公民館)	再掲) 基本目標1-(2)-②-2 (P38)	
6	子ども地域活動促進事業(いろは囲碁教室)	生涯学習課 (片岡公民館)	再掲) 基本目標1-(2)-②-3 (P38)	
7	子ども地域活動促進事業(チャレンジ教室)	生涯学習課 (泉公民館)	再掲) 基本目標1-(2)-②-1 (P38)	
8	ポットタイム	生涯学習課 (図書館)	小学生以下を対象に月1回、図書館と子どもを繋ぐ一助となる本の読み聞かせを提供しています。今後も事業周知を図り、図書館の利用を促進していきます。	現状維持

### ③施策の方向：健やかな体の育成 **重点**

健やかな体の育成に向けて、子どもが主体的に様々なスポーツに親しむ活動機会づくりを進めます。また、子どもの健康の保持・増進のための健康教育を進めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	各種スポーツ教室の充実	生涯学習課	市民がスポーツに親しむ環境づくりのため、多種にわたるスポーツ教室を開設しています。今後もスポーツの普及推進に向けて、多種の教室開催を検討していきます。	拡充
2	スポーツ少年団の育成	生涯学習課	スポーツ少年団の普及と育成を図り、子どもの心身の健全な育成に繋がります。今後も団の活動の活性化に向けて、登録団体の増加を目指します。	拡充
3	子ども会育成会スポーツ大会	生涯学習課 (泉公民館)	スポーツ大会は健全な子どもを育てる手段として、大人と子どもの精神的結びつきを強め、子ども達の自主的練習の中から、協調性、明朗性、フェアプレイの精神を養います。さらに近年希薄になったお互いの親睦も図っていきます。	現状維持
4	スケート教室	生涯学習課 (矢板公民館・泉公民館・片岡公民館)	地区別に子どもたちのスポーツ体験と交流を目的とし、スケート教室を実施しています。今後も教室のPR等を行い、体験交流活動の機会を提供していきます。	現状維持
5	育成会球技大会	生涯学習課 (矢板公民館・片岡公民館)	地区別に子どもたちのスポーツ体験と交流を目的とし、各種球技大会を実施しています。今後も大会のPR等を行い、体験交流活動の機会を提供していきます。	現状維持

### ④施策の方向：社会変化に対応した学校教育の推進 **重点**

社会変化に対応した学校教育の推進に向けて、IT社会や国際社会への対応を進めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	情報機器整備事業	学校教育課	小中学校の情報機器利用の研修と指導者の育成に努め、有効活用を図るとともに、ソフト等の整備を図ります。	現状維持
2	外国語指導助手（ALT）の配置	学校教育課	市内全小学校では、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から外国語活動を実施しています。また、小学校の外国語の授業は、すべてALTと学級担任等とチーム・ティーチングで授業を行っています。外国語への関心・意欲、コミュニケーション能力が高まってきており、今後は、小・中学校の連携に努めます。	現状維持
3	中学生海外派遣	学校教育課	隔年で、市内の中学2、3年生の代表を中国へ派遣し、授業への参加やホームステイ等交流活動を展開するとともに、文化や歴史に直接触れる体験学習を行っています。今後は、英語圏への派遣も視野に入れて検討していきます。	新規・検討

### ⑤施策の方向：信頼される学校づくり

信頼される学校づくりに向けて、学校施設の安全面の確保や教員の資質向上に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	幼・保・小の連携	学校教育課	保育所(園)、幼稚園、小学校との連絡や情報交換等を深め、小学校への速やかな就学を支援します。	現状維持
2	個への対応	学校教育課	児童生徒一人ひとりに応じた指導や学力の向上に繋げるため、非常勤職員を配置します。	現状維持
3	学校の適正配置	学校教育課	子ども達にとって、より効果的な教育を展開するため、小学校の適正配置について、小学校適正配置検討委員会の開催も含め検討します。	新規・検討
4	学校の耐震化	学校教育課	市内小中学校施設の校舎、体育館の耐震化を進めます。	新規

### ⑥施策の方向：教育の経済的支援の推進

教育の経済的支援の推進に向けて、各種補助や減免、就学援助などを進めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	幼稚園就園奨励費補助事業	学校教育課	5歳、4歳、3歳児及び満3歳児を幼稚園に通園させている保護者に対し、就園奨励費補助金を支給します。	拡充
2	幼稚園第二子等保育料減免事業	学校教育課	幼稚園に同時に2人以上在園する5歳、4歳、3歳児及び満3歳児の保護者に対し、保育料を補助します。今後は就園奨励費の補助の充実と合わせて検討していきます。	縮小
3	就学援助事業	学校教育課	小・中学校に在学している準要保護児童生徒に対して、学用品費、給食費等の費用を援助します。	拡充
4	奨学金貸与事業	学校教育課	(財)矢板市育英会が、選考した高校生、専門学校生、大学生、大学院生に対して、奨学金の貸与を奨励します。	拡充
5	幼児教育振興特別補助金	学校教育課	幼児教育の経済的支援、少子化対策に資するため、複数人幼稚園に通園する幼児の保護者に対し保育料を補助します。	現状維持

【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成 26 年度(目標)
幼児教育学級	生涯学習課 (矢板公民館)	回数	年 12 回
文化・芸術に親しむ活動	生涯学習課・ 学校教育課	子ども向け講座 参加者数	年間 100 人
子ども地域活動促進事業 (ちびっこ広場)	生涯学習課	開催回数	年 3 回
		参加者数	延べ 75 人
各種スポーツ教室の充実	生涯学習課	参加者数	1,200 人
スポーツ少年団の育成	生涯学習課	団員数	150 人
子ども会育成会スポーツ大会	生涯学習課 (泉公民館)	参加者数	700 人
スケート教室	生涯学習課 (矢板公民館)	参加者数	200 人
	(泉公民館)	参加者数	40 人
	(片岡公民館)	参加者数	60 人
育成会球技大会	生涯学習課 (矢板公民館)	参加者数	250 人
	(片岡公民館)	参加者数	130 人
情報機器整備事業	学校教育課	パソコンの台数	650 台
外国語指導助手 (A L T) の配置	学校教育課	A L T の人数	5 人
学校の耐震化	学校教育課	耐震化済み棟数	校舎 14 棟 体育館 7 棟

## (2) 基本施策：家庭や地域の教育力の向上

### 【課題と今後の方向性】

- 地域の教育力に関しては、子どもが地域活動を通じて、判断力や行動力、問題解決力、豊かな人間性を育めるよう、地域の教育力が求められています。
- 家庭の教育力に関しては、その力の低下が指摘されており、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。子育てに関する学習機会や情報の提供、相談支援などを連携していくことが求められています。
- 早寝早起きや朝食の摂取など、子どもに望ましい生活習慣の確保に向けた働きかけが求められています。
- 家庭や地域の教育力の向上に向けて、地域全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力の向上を目指していきます。

### ①施策の方向：家庭の教育力の向上 重点

家庭の教育力の向上に向けて、家庭教育に関する学習機会の提供や各種情報の提供に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	就学时子育て学習	生涯学習課	家庭教育推進事業の一環として就学时健康診断時に、次年度小学校に上がる児童の保護者を対象に「子育て学習」を開催し、家庭教育の重要性を再認識してもらうことを目的として実施します。	現状維持
2	家庭教育学級	生涯学習課 (矢板公民館・泉公民館・片岡公民館)	家庭における教育力の向上を図るため、小・中学生の子どもをもつ保護者を対象に学習活動や交流活動を実施します。今後も事業周知を行い、参加促進に努めます。	拡充
3	幼児教育講演会	学校教育課	子どもとのより適切な関わり方を知り、子育てが楽しく、そして自信と喜びが持てるよう、「子どもの育ち」を知るための講演会を開催します。	現状維持

## ②施策の方向：地域の教育力の向上 **重点**

地域の教育力の向上に向けて、リーダー的人材の育成を支援します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	家庭教育オピニオンリーダー養成・支援事業	生涯学習課	子育て支援の「おしゃべり会」や「就学时子育て学習」の開催にともなうチラシの作製や広報活動への支援、オピニオンリーダー研修や親学習プログラム指導者研修への参加者を募集し、人材の確保と育成を支援します。	拡充
2	学校支援地域本部事業	生涯学習課	地域住民が学校を支援するこれまでの取組を、さらに発展させて組織的なものとし、学校の求めと地域力を合わせ、より良い効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ります。	拡充

### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成 26 年度(目標)
家庭教育学級	生涯学習課 (矢板公民館)	受講者数	延べ 180 人
	(泉公民館)	受講者数	延べ 400 人
	(片岡公民館)	受講者数	延べ 500 人
家庭教育オピニオンリーダー養成・支援事業	生涯学習課	推薦する人数	年間 3 人

### (3) 基本施策：子どもを取り巻く有害環境対策の推進

#### 【課題と今後の方向性】

- 子どもを取り巻く環境から見て、テレビやインターネット等のメディア上の性や暴力などの有害情報やインターネット上のいじめから子どもを守るため、地域や学校、家庭との連携・協力が必要とされています。
- 情報社会において、心の教育を進めるとともに、安全に生活するための知識や態度を学ぶ必要があります。
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進に向けて、地域、学校、家庭における情報モラル教育の推進や、子どもを守り、危ない目に遭わせないような安全教育の推進を目指していきます。

#### ①施策の方向：子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く有害環境対策の推進に向けて、環境浄化運動、喫煙・飲酒・薬物に対する正しい理解に向け啓発活動を進めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	環境浄化運動の推進	生涯学習課 (少年指導センター)	地域住民の関心を高め、青少年健全育成を図り、自販機等有害施設の撤去に努めます。関係機関・団体との連携を強化し、地域が一体となって青少年の健全育成の取り組み強化を図ります。	現状維持
2	喫煙・飲酒防止についての啓発	保健年金課	毎年健康まつりにおいて、喫煙防止コーナーを設け、周知・啓発活動を実施します。また、妊娠届出時や3か月児健診で、保健師が喫煙・分煙について指導をします。	現状維持
3	薬物乱用問題についての啓発	保健年金課	毎年健康まつりにおいて、薬物乱用コーナーを設け、リーフレットを配布し周知を図ります。	現状維持

#### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成26年度(目標)
環境浄化運動の推進	生涯学習課 (少年指導センター)	指導員数	58人
		巡回指導回数	月1回
		一斉街頭指導回数	年2回

#### (4) 基本施策：次代の親の育成

##### 【課題と今後の方向性】

- 次代を担う親の育成に向けて、男女共同参画の意識づくりを進めていく必要があります。
- また、中高校生などが、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするために、乳幼児とふれあう機会を設けていく必要があります。
- 次代を担う親の育成に向けて、思春期ふれあい体験の推進や自立意欲と社会性の育成を目指していきます。

##### ①施策の方向：思春期ふれあい体験の推進

思春期ふれあい体験の推進に向けて、中高生の乳幼児と触れ合う機会を広げます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	思春期ふれあい体験事業	保健年金課	中学生を対象に乳幼児とのふれあい体験を通して、生命の大切さを学んでもらうとともに、父性・母性の意識を高め、将来の子育ての自覚を促すことを目的としています。今後は参加状況を考慮しながら事業を実施します。	現状維持
2	児童館活動の充実	社会福祉課	中・高校生等が子育ての意識や大切さを理解できるよう、児童館活動事業の中で乳幼児と触れ合う機会を提供します。	現状維持

##### ②施策の方向：自立意欲と社会性の育成

自立意欲と社会性の育成に向けて、社会体験活動の機会づくりを進めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	キャリア・スタート・ウィーク事業	学校教育課	学校や地域の特性を生かした職場体験等さまざまな社会体験活動を通して、中学生に勤労観や職業観等を育て、地域の人々との関わりの中で、共に生きる心や感謝の心を育み、児童健全育成を促進します。	現状維持

##### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成26年度(目標)
思春期ふれあい体験事業	保健年金課	開催回数	年1回
キャリア・スタート・ウィーク事業	学校教育課	中2生徒の参加人数	中2の全生徒

## (5) 基本施策：子どもの人権尊重

### 【課題と今後の方向性】

- 我が国の児童相談所や市における児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、児童虐待問題が、依然として社会全体の課題となっています。子どもが心身ともに健やかに育つために、子どもの人権擁護の重要性がますます高まっています。
- 次世代育成支援対策の推進において、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、子どもに係わる各種権利の擁護への取組が求められています。
- すべての子どもの人権擁護の推進を目指していきます。

### ①施策の方向：子どもの人権擁護の推進

子どもの人権擁護の推進に向けて、児童の権利条約の周知・啓発を進めるとともに、「矢板市要保護児童対策地域協議会」の充実を図ります。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	児童の権利条約の周知・啓発	社会福祉課	保育所や学校等、各機関でそれぞれ人権について話し合う機会を持っていますが、今後も児童の権利に関する条約の普及・啓発について学ぶ機会の提供に努めます。	拡充
2	要保護児童対策地域協議会の充実	社会福祉課	平成17年度に「矢板市要保護児童対策地域協議会」を設置し、年に1回の代表者会議と実務者による虐待進行管理（年4回）、個別ケース検討会（随時）を行っています。各関係機関との連携を十分に図り、虐待に関する危機感を共有するとともに、個々のケースの支援策を検討し、速やかな対応を図っていきます。研修会や周知チラシ等で市民や関係機関に継続的な周知も併せて行っています。	拡充
3	要保護児童対応研修会の受講の推進	社会福祉課	県や児童相談所で実施している各種相談業務研修会のほか、地域の児童関係機関の連携強化と児童処遇の向上を図るため、県北児童相談所主催の研修会等を年2～3回程度行っています。児童問題に関する情報交換や具体的問題への対応を協議し、手法や適切な対応について研修することで、より専門性の高い知識・実務を学ぶことができるよう、受講の推進に努めます。	現状維持

### 3 基本目標3 子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てできる生活環境の整備

#### (1) 基本施策：保育サービスの充実

##### 【課題と今後の方向性】

- アンケート調査結果では、母親の就労希望が高くなっており、すべての子育て家庭への支援に向けて多様な保育サービスの基盤整備が求められています。
- 保育サービスの充実に向けて、子どもの幸せを第一に考えながら、仕事と子育ての両面をサポートしていけるよう、保育施設・環境の整備、多様な保育ニーズへの対応、保育料等の経済的支援策の推進を目指していきます。

#### ①施策の方向：保育施設・環境の整備 重点

後期行動計画の目標事業量に沿って、保育施設・環境の整備に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	保育施設整備事業	社会福祉課	障がい児保育・低年齢児保育に適した保育施設に整備するとともに、既存保育所（園）との協議を踏まえ、「認定こども園」についても、設置者並びに関係者の理解と協力を得ながら、施設の整備・活用を図ります。	現状維持
2	保育の質の向上	社会福祉課	平成 21 年 4 月 1 日から新保育所保育指針が適用され、保育所では新しい保育課程の編成や様々な計画、マニュアル等作成し、今後も指針の周知を徹底を図りながら、保育の質の向上に繋げていきます。	拡充
3	児童定数の見直し	社会福祉課	保育所入所児童数の推移を見極めながら施設の有効活用や整備等により、定員の見直しを図ります。	現状維持

## ②施策の方向：多様な保育ニーズへの対応 重点

多様な保育ニーズへの対応に向けて、後期行動計画の目標事業量に沿って、保育サービス基盤を整備します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	低年齢児保育の充実	社会福祉課	産休明けや育児休業明けをはじめ、必要なときに保育所（園）に入所できるよう、低年齢児保育の充実に努めます。	拡充
2	延長保育の推進	社会福祉課	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の長時間化に対応するため、延長保育を継続します。	現状維持
3	預かり保育の実施	社会福祉課	幼稚園に通園する園児を、保育時間終了後、異年齢の子どもとの交流に配慮しながら、引き続き幼稚園で保育します。	現状維持
4	障がい児保育の推進	社会福祉課	障がい児と健常児が日常の保育を通してお互いに理解を深め、協力し合いながら育っていけるよう、総合保育等の推進に努めます。	現状維持
5	病後児保育の充実	社会福祉課	病気の回復期、集団保育が困難な時期に一時的に保育する病後児対応型を1箇所、保育中に体調不良となった時に保育する体調不良型を2箇所に対応しています。今後も、保護者に対し事業の周知を図り、安心して子育てができるよう努めます。	現状維持
6	一時預かり保育の充実	社会福祉課	保護者が病気やけが等で、一時的に家庭での保育が困難になった場合、保育所において一時的に保育を実施します。平成21年度から、国の補助対象事業から外れましたが、利用ニーズがあるので、引き続き一時預かり保育の推進に努めます。	拡充
7	休日保育の実施	社会福祉課	日曜・祝日勤務等の保護者ニーズに対応するため、保育所において平成18年度から1箇所に対応しています。今後も事業の周知を図り、利用促進に繋がります。	現状維持
8	特定保育事業の実施	社会福祉課	保護者が就労等により、家庭での保育が困難な場合、週に2・3日程度又は午前か午後等の保護者ニーズに沿った柔軟な保育を、平成17年度から1箇所に対応しています。今後も事業の周知を図り、利用促進に繋がります。	現状維持
9	学童保育館の整備・充実	社会福祉課	再掲) 基本目標1-(2)-①-5 (P37)	現状維持
10	障がい児のための学童保育の充実	社会福祉課	再掲) 基本目標1-(2)-①-6 (P37)	現状維持

### ③施策の方向：保育料等の経済的支援策の推進

保育料の軽減や補助、減免を実施し、経済的支援策を推進します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	保育所（園）保育料の軽減	社会福祉課	国の基準より下回った基準を用い、所得に応じた保育料を算出します。3歳未満の第3子については保育料を免除します。	現状維持
2	幼稚園就園奨励費補助事業	学校教育課	再掲) 基本目標2-(1)-⑥-1 (P46)	
3	幼稚園第二子等保育料減免事業	学校教育課	再掲) 基本目標2-(1)-⑥-2 (P46)	

#### 【数値目標】

施策・事業名		担当課	指標	平成26年度(目標)
延長保育の推進		社会福祉課	実施箇所数	7 箇所
			年間延人数	138 人
預かり保育の実施		社会福祉課	実施箇所数	3 箇所
			月平均利用者数	80 人
病後児保育の充実		社会福祉課	実施箇所数	1 箇所
			年間延日数	20 日
			実施箇所数	3 箇所
			年間延日数	1,089 日
一時預かり保育の充実		社会福祉課	実施箇所数	2 箇所
休日保育の実施		社会福祉課	実施箇所数	1 箇所
			年間延人数	289 人
特定保育事業の実施		社会福祉課	実施箇所数	1 箇所
			年間実人数	72 人

## (2) 基本施策：子育て住環境・社会環境の整備

### 【課題と今後の方向性】

- アンケート調査結果では、就学前児童を持つ親の場合、子育てが楽しいと感じている人の4割以上が、有効な子育て支援・対策として「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」と回答しています。子育て住環境・社会環境の重要性が求められています。
- 子育て世帯が安心して暮らせる居住環境やバリアフリーのまちづくりが望まれます。
- 子育て住環境・社会環境の整備に向けて、子育て世帯に配慮した住環境の整備、まちのバリアフリーの推進を目指していきます。

### ①施策の方向：子育て世帯に配慮した住環境の整備

子育て世帯に配慮した住環境の整備に向けて、子どもの遊び場としての公園の安全確保に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	公園の整備及び施設の充実	都市整備課	公園は、子どもがいきいきと健やかに成長できる遊びの場として提供できるよう、危険遊具の撤去や樹木の伐採など、児童の安全確保に努め、施設の充実を図ります。	現状維持

### ②施策の方向：まちのバリアフリーの推進

子どもや子育て家庭の親も含め、すべての住民が安心して生活できるよう、まちのバリアフリーを推進します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	歩道バリアフリー化工事	建設課	既設歩道の段差解消及び点字ブロックの敷設に努めます。	拡充
2	歩道の整備	建設課	歩道の新設又は拡幅などの整備を実施します。	現状維持
3	国・県の歩道整備	建設課	国・県道の歩道の整備を要望します。	現状維持
4	公共施設のバリアフリー化の推進	建築所管課	公共施設建築の際は、子育て家庭にも配慮した設計に努めます。	現状維持

### (3) 基本施策：子どもの安全の確保と啓発推進

#### 【課題と今後の方向性】

- 子ども交通安全や防犯対策を考えると、関係機関や団体等との情報交換、連携・協力体制の強化を図ることが必要です。
- 全国的には、凶悪犯被害による被害は、未就学児、小・中学生ともほぼ横ばいで、子どもを犯罪等の被害から守るための安全対策の重要性が高まっています。
- 子どもの安全の確保と啓発推進に向けて、子どもへの交通安全や防犯教育の徹底、社会全体での防犯対策を推進し、子どもが安心して生活できる生活環境づくりを目指していきます。

#### ①施策の方向：子どもの安全対策の推進

子どもの安全対策の推進に向けて、安全教育や緊急連絡体制の充実を図ります。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	安全教育の充実	社会福祉課	各保育所（園）の遊具の安全点検、正しいルールと思いやりのあるマナーを身につけさせるための交通安全教室や避難訓練などを定期的実施し、児童が日常生活を安全に過ごせるような習慣や態度を養うように努めます。	現状維持
2	緊急連絡体制の充実	学校教育課	緊急連絡網による不審者、交通事故多発警報などの情報を提供し、児童の安全確保を図ります。また、早急な情報伝達が行われるよう関係機関への要請に努めます。	拡充

#### ②施策の方向：子どもの防犯対策の推進

子どもの防犯対策の推進に向けて、防犯教育の充実を図るなど、社会全体で子どもを守る体制づくりを目指します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	防犯教育の充実	学校教育課	警察と連携して防犯教室を実施し、児童が犯罪に遭わないような習慣や態度を養うように努めます。	現状維持
2	小学生交通安全教室	環境課	小学3年生を対象に、交通安全教室を実施します。	現状維持
3	スクールガード・リーダーの配置	学校教育課	学校支援ボランティアを中心とした学区を越えたスクールガードや他の防犯団体、老人クラブ会員等に協力要請し、より一層「社会全体で子どもを守る体制づくり」を目指します。	拡充
4	防犯パトロール隊の設置	総務課	組織数は、概ね学校区をカバーしていることから、活動内容を充実していくため、各パトロール隊との交流・連携・協力が図られるような組織づくりを進めていきます。	現状維持

#### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成26年度(目標)
防犯教育の充実	学校教育課	研修会実施回数	年1回
スクールガード・リーダーの配置	学校教育課	スクールガード・ボランティアの人数	100人

#### (4) 基本施策：仕事と家庭・地域生活の両立支援

##### 【課題と今後の方向性】

- 子どもを安心して生み、育てやすくする環境整備に向けて、子育て支援への取り組みとともに、仕事と生活の調和を図る必要があります。そのためには、ファミリー・フレンドリー企業<sup>(※1)</sup>の普及促進や育児休業制度等の定着促進が必要です。また、男女共同参画意識を浸透させ、子育てへの男女共同参画の推進も求められます。
- アンケート調査結果では、就学前児童の保護者の場合、ワーク・ライフ・バランス<sup>(※2)</sup>の達成感で父親は仕事、母親は家事・育児への偏りを感じているようです。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、広報・啓発、情報提供等が求められています。
- 仕事と家庭・地域生活の両立支援に向けて、男女共同参画意識の推進、子育てにおける共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、多様な保育ニーズへの対応を目指していきます。

(※1) 仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できる取組を行う企業

(※2) 仕事と家庭の調和。

住民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

#### ①施策の方向：男女共同参画意識の推進 重点

男女共同参画意識の推進に向けて、学習機会の提供や制度等の普及・啓発を進めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	男女共同参画計画「あいプラン」の推進	生涯学習課	男女共同参画社会の実現のために策定された、あいプランを推進し、併せて児童の健全育成の推進を図ります。	現状維持
2	「女と男ラ・ポール」講座	生涯学習課	男女が性別に関わりなく、あらゆる分野で個性と能力を発揮して、一人ひとりがいきいきと暮らせる、よりよい地域を目指すための学習の機会を提供します。	現状維持
3	広報紙「女と男ラ・ポール」の発行	生涯学習課	市民の意識啓発のための広報紙「女と男ラ・ポール」発行による啓発活動を推進します。	現状維持
4	やいたみんなのつどい（市民のつどい）	生涯学習課	各種団体と連携を図り、みんなのつどいを通して、市民一人ひとりがそれぞれの立場から積極的に問題を見つけ取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。	現状維持

## ②施策の方向：子育てにおける共同参画の推進

子育てにおける共同参画の推進に向けて、学習機会の提供や参加促進、情報提供に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	子育て講座	生涯学習課	子育てを女性だけが担うのではなく、男性が主体的に子育てに関わっていくための学習機会を提供し、育児の父親参加を推進します。	現状維持
2	子育て参加の啓発	生涯学習課	男性の子育て参加についての啓発活動を推進し、父親のみならず市民の意識改革を図ります。	現状維持

## ③施策の方向：ワーク・ライフ・バランスの実現 重点

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業向けの制度のPRを進めるとともに、就労者への子育てに関する制度等の普及・啓発を図ります。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	就労環境改善のための要請活動の充実	商工林業観光課 生涯学習課	国・県の施策や事業について、リーフレット、ポスター、ホームページ等を利用し周知を図ります。	現状維持
2	労働情報の提供の推進	商工林業観光課	雇用情勢が厳しい現在、矢板地区雇用協会を通じて、ハローワークと連携を取りながら、最新の求人情報の提供に努めます。	現状維持
3	就労環境改善のための広報・啓発活動	商工林業観光課 生涯学習課	ホームページ等を利用したPRを行っています。国や県の施策、事業についての動向を見ながら、今後も周知を図っていきます。	現状維持

④施策の方向：多様な保育ニーズへの対応（再掲） **重点**

仕事と子育ての両立には、保育サービスや学童保育等の多様な働き方に対応した子育て支援事業の基盤整備が必要となります。多様な保育ニーズへの対応に向けて、後期行動計画の目標事業量に沿って、保育サービス基盤を整備します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	低年齢児保育の充実	社会福祉課	再掲) 基本目標 3-(1)-②-1 (P54)	
2	延長保育の充実	社会福祉課	再掲) 基本目標 3-(1)-②-2 (P54)	
3	預かり保育の実施	社会福祉課	再掲) 基本目標 3-(1)-②-3 (P54)	
4	障がい児保育の充実	社会福祉課	再掲) 基本目標 3-(1)-②-4 (P54)	
5	病後児保育の充実	社会福祉課	再掲) 基本目標 3-(1)-②-5 (P54)	
6	一時預かり保育の充実	社会福祉課	再掲) 基本目標 3-(1)-②-6 (P54)	
7	休日保育の実施	社会福祉課	再掲) 基本目標 3-(1)-②-7 (P54)	
8	特定保育事業の実施	社会福祉課	再掲) 基本目標 3-(1)-②-8 (P54)	
9	学童保育館の整備・充実	社会福祉課	再掲) 基本目標 1-(2)-①-5 (P37)	
10	障がい児のための学童保育の充実	社会福祉課	再掲) 基本目標 1-(2)-①-6 (P37)	

#### 4 **基本目標4 親と子どもの健康づくりのための母子保健の充実**

##### (1) 基本施策：母子保健サービスの充実

###### 【課題と今後の方向性】

- 安心して子育てできる環境づくりに向けて、親の出産、育児不安の解消に向けた訪問を中心とした相談支援が求められています。
- 本市では「すこやか矢板21」（平成19年3月）を策定し、計画の中で健康目標を設定し、健康づくり運動を展開しています。母子の健康づくりに向けて、関連計画との連携・協力が必要です。
- 母子保健サービスの充実に向けて、妊婦・周産期の健康診査の充実、乳幼児健康診査の充実、訪問指導・相談の充実、健康相談体制の充実を目指していきます。

##### ①施策の方向：妊婦・周産期の健康診査の充実 **重点**

妊婦・周産期の健康診査の充実に向けて、健康診査を継続します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	妊婦健康診査	保健年金課	妊婦の健康診査を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行います。	現状維持

## ②施策の方向：乳幼児健康診査の充実 **重点**

乳幼児健康診査の充実に向けて、乳幼児健康診査を実施するとともに、学校と連携した健康管理や5歳児発達相談を進めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	乳幼児健康診査事業	保健年金課	乳幼児の発達・発育の確認及び疾病や障がいの早期発見と保護者への適切な支援を行うため、各健康診査を実施します。(3か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児歯科・3歳6か月児)	現状維持
2	児童の健康管理の充実	学校教育課	各小・中学校において、定期的に内科検診や歯科検診を行うほか、血液検査、心臓検診を実施することにより健康管理を推進します。	現状維持
3	歯科保健事業	保健年金課	2歳児歯科健診、3歳6か月児健診において、歯科衛生士によるブラッシング指導・フッ素塗布を実施し、う歯予防を推進しています。今後は、学校保健分野との連携による学童期の歯科保健事業を展開していきます。	拡充
4	予防接種事業	保健年金課	医療機関や学校分野との連携により、子どもの健康を守るため、今後も予防接種法に基づく項目について実施していきます。	現状維持
5	5歳児発達相談	保健年金課	平成18年度より実施しており、3歳6か月児健診までには発見されにくい高機能自閉症等の発達障害について、就学までの期間のできるだけ早い時期に発見し、保育施設等と連携して、適切な療育の提供や保護者の支援を行います。	現状維持

## ③施策の方向：訪問指導・相談の充実 **重点**

訪問指導・相談の充実に向けて、家庭を訪問し、育児不安の軽減や各種相談・助言を行います。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	妊産婦訪問指導	保健年金課	妊産婦の心身の健康維持を図るため、必要に応じ助産師・保健師が妊産婦に対して訪問による保健指導を行います。	現状維持
2	乳幼児訪問指導	保健年金課	新生児、乳幼児の心身の健康維持や保護者の育児不安の軽減を図るため、栄養・環境・疾病予防について、必要に応じて助産師・保健師が保健指導を行い、育児を支援します。	現状維持
3	育児支援家庭訪問事業	社会福祉課	こんにちは赤ちゃん事業で要支援家庭と判断された家庭や、虐待通告があった家庭等に育児支援員が家庭訪問し、子育てについての相談や助言を行い、継続的な育児支援を実施します。	現状維持
4	こんにちは赤ちゃん事業	保健年金課	乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供し、安心して子育てができるように育児不安の軽減を図ります。平成20年度より実施しています。	現状維持

#### ④施策の方向：健康相談体制の充実 **重点**

健康相談体制の充実に向けて、各種相談体制を充実させます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	妊婦の健康相談	保健年金課	妊娠中の女性が、妊娠・栄養・喫煙・飲酒などについて正しい知識をもち、健康で安全な出産に臨むことができるよう、母子健康手帳交付時に健康相談を実施します。	現状維持
2	乳幼児健康相談	保健年金課	保健師・栄養士による育児や栄養相談を行い、育児を支援します。また、健診や相談等で経過観察の必要なケースのフォローの場として適切な助言指導を行います。	拡充
3	健康相談体制の充実	保健年金課	母と子の健康について気軽に相談ができるよう、医療機関や健康福祉センター、保育所（園）、幼稚園、学校等関係機関等と連携協力し、相談体制の充実を図ります。	現状維持
4	歯科相談事業	保健年金課	乳幼児健診での歯科健診及び相談、育児教室や幼児教室等により、子どもの歯の健康増進を図ります。	現状維持

#### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成 26 年度(目標)
妊婦健康診査	保健年金課	受診券枚数	一人当たり 14 回
乳幼児健康診査事業	保健年金課	各健診受診率	90 %
歯科保健事業	保健年金課	フッ素塗布の開催回数	年 2 回
予防接種事業	保健年金課	BCG・ポリオ・二種混合・MR の接種率	90 %
		三種混合の接種率	70 %
5 歳児発達相談	保健年金課	各施設の相談開催回数	年 1 回
こんにちは赤ちゃん事業	保健年金課	訪問率	100 %
乳幼児健康相談	保健年金課	健康相談開催回数	年 24 回

## (2) 基本施策：食育の推進

### 【課題と今後の方向性】

- 我が国では、食育の推進を国民運動として、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間形成を目指しています。
- 平成20年3月に、小・中学校の学習指導要領改訂で「学校における食育の推進」が明確に位置づけられ、学校給食法の改定により食育の推進が規定されました。
- 食に関する知識や情報提供を行うとともに、保育所（園）、幼稚園、学校等との連携・協力が求められています。
- 食育の推進に向けて、食に関する広報・啓発の推進や保育・教育を通じた食育の推進を目指していきます。

### ①施策の方向：食に関する広報・啓発

食に関する広報・啓発に向けて、健診や各種相談を通じて、知識や情報を提供します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	乳幼児健康診査・相談	保健年金課	乳幼児の健康管理や離乳食について、知識や方法を提供していきます。	現状維持

### ②施策の方向：保育・教育を通じた食育の推進 重点

保育・教育を通じた食育の推進に向けて、保育所（園）・幼稚園・学校と連携を図り、発達段階に応じた食育を推進します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	保育所（園）・幼稚園、学校との連携による食育の推進	保健年金課 社会福祉課 学校教育課	給食や日常の保育・教育を通して、発達段階に応じた食に関する知識を学ぶとともに、食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育を推進します。	現状維持
2	小・中学校の食育の推進	学校教育課	栄養士や栄養教諭等と教職員が連携し、給食や学級指導を通して、児童生徒の食育を推進します。	現状維持
3	保育所（園）における食育の推進	社会福祉課	子どもが日々の生活と遊びの中で、食に関する体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食を通して周囲の人たちとコミュニケーションをとることができるよう、各保育所（園）の創意工夫のもと、食育を推進します。	拡充

### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成26年度(目標)
育児教室	保健年金課	各健診受診率	90%

### (3) 基本施策：思春期保健対策の推進

#### 【課題と今後の方向性】

- 児童生徒の発達段階に応じた性に関する知識や理解、適正な行動がとれるような指導が求められています。
- 青少年の喫煙や薬物等に関する教育、心の問題への相談体制も求められています。
- 各種相談や啓発等を通じて、思春期保健対策の推進を目指していきます。

#### ①施策の方向：思春期保健対策の推進

思春期保健対策の推進に向けて、健康栄養相談の実施、研修会・講演会等を開催します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	児童生徒健康栄養相談	保健年金課	学校健診の結果、肥満・高脂血症・貧血等の指導が必要な児童生徒と保護者に対して、個別の相談を行い、自分の体に興味を持ち、生活の改善に取り組めるよう支援します。	現状維持
2	思春期学校保健事業	学校教育課	中学生を対象に、思春期における心と体について、専門医を招いて生徒及び保護者の参加のもと、研修会や講演会等を開催します。	拡充
3	思春期ふれあい体験事業	保健年金課	再掲) 基本目標 2 - (4) - ① - 1 (P51)	

#### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成 26 年度(目標)
児童生徒健康栄養相談	保健年金課	開催日数	年 2 日
思春期学校保健事業	学校教育課	開催回数	各中学校 1 回
思春期ふれあい体験事業	保健年金課	開催回数	年 1 回

#### (4) 基本施策：母子医療体制の整備

##### 【課題と今後の方向性】

- アンケート調査結果では、就学前児童及び小学校児童の保護者とも、子育てに関して行政に期待することとして、安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備が最多となっています。安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境が求められています。
- 母子医療体制の整備に向けて、医療体制・健康診査体制の充実、指導・相談体制の充実、医療費等の経済的支援策の推進を目指していきます。

##### ①施策の方向：医療体制・健康診査体制の充実

医療体制・健康診査体制の充実に向けて、医療機関との連携を図ります。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	休日・夜間診療の充実	保健年金課	平成18年度より、休日夜間こども診療室が開設されています。今後も医療機関と連携を図り、子ども医療の推進体制を整えます。	現状維持
2	妊婦健康診査	保健年金課	再掲) 基本目標4-(1)-①-1 (P61)	

##### ②施策の方向：指導・相談体制の充実

指導・相談体制の充実に向けて、健康相談の実施や訪問指導を進めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	妊産婦訪問指導	保健年金課	再掲) 基本目標4-(1)-③-1 (P62)	
2	妊婦の健康相談	保健年金課	再掲) 基本目標4-(1)-④-1 (P63)	
3	健康相談体制の充実	保健年金課	再掲) 基本目標4-(1)-④-3 (P63)	

##### ③施策の方向：医療費等の経済的支援策の推進

医療費等の経済的支援策の推進に向けて、医療費助成や福祉手当を支給します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	妊産婦医療費助成事業	社会福祉課	妊産婦が妊娠中から出産した翌月末日までの間に病気やけがをして医療機関で支払った医療費(保険診療分)を助成します。	現状維持
2	こども医療費助成事業	社会福祉課	生まれてから小学6年生までの間に病気やけがをして医療機関で支払った医療費(保険診療分)を助成します。	拡充
3	特定疾患者福祉手当(小児特定疾患者)	社会福祉課	小児慢性特定疾患に罹った方、またはその保護者に手当を支給します。	現状維持

## 5 基本目標5 支援を必要とする子育て家庭への施策の充実

### (1) 基本施策：社会的養育体制の充実

#### 【課題と今後の方向性】

○子どもは親の温かな愛情のもとで育つことが望ましいのですが、親のいない子ども達や、いろいろな事情で親と共に暮らせない子ども達も多数います。こうした子ども達に、家庭にかわる養育環境としての受け皿の整備が求められています。

●社会的養育体制の充実に向けて、養育支援機能の充実、家庭的養育の推進を目指していきます。

#### ①施策の方向：養育支援機能の充実

養育支援機能の充実に向けて、相談・助言を行うほか、家庭訪問を実施します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	家庭児童相談室の充実	社会福祉課	家庭相談員が電話・面接・訪問により、家庭における子育てや家庭の人間関係、児童福祉等の問題について相談・助言を行います。	現状維持
2	育児支援家庭訪問事業	社会福祉課	再掲) 基本目標4-(1)-③-3 (P62)	

#### ②施策の方向：家庭的養育の推進

家庭的養育の推進に向けて、里親制度の周知に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	里親制度の周知	社会福祉課	保護者がいなかったり、保護者がいても児童を養育できないなど、家庭環境に恵まれない児童を他の家庭に引き取って養育する「里親制度」の周知を、ホームページやリーフレットなどで図ります。	拡充

## (2) 基本施策：児童虐待防止対策の推進

### 【課題と今後の方向性】

- 平成17年度に「矢板市要保護児童対策地域協議会」が設置され、虐待進行管理や個別ケース検討等を行っていますが、今後とも本協議会の継続的な運営が求められています。
- また、福祉、医療、保健、教育、警察等の関連機関を含めた地域全体で子どもを守るための支援体制が求められています。
- 協議会での速やかな対応、職員の専門性の向上により、児童虐待防止対策の推進を目指していきます。

### ①施策の方向：児童虐待防止対策の推進 重点

児童虐待防止対策の推進に向けて、「矢板市要保護児童対策地域協議会」の充実、研修会の受講促進に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	要保護児童対策地域協議会の充実	社会福祉課	再掲) 基本目標 2 - (5) - ① - 2 (P52)	
2	要保護児童対応研修会の受講の推進	社会福祉課	再掲) 基本目標 2 - (5) - ① - 3 (P52)	

### (3) 基本施策：ひとり親家庭への自立支援

#### 【課題と今後の方向性】

- ひとり親家庭等においては、就労や育児、家事など、経済面や日常生活面で様々な悩みや不安を抱え解決に苦慮する状況が多くあります。ひとり親家庭に対する就業・自立支援事業等を計画的に進めていくことが求められています。
- ひとり親家庭への自立支援に向けて、子育て・生活支援策の推進、就業支援策の推進、経済的支援策の推進、相談体制・情報提供の充実を目指していきます。

#### ①施策の方向：子育て・生活支援策の推進 重点

子育て・生活支援策の推進に向けて、関連事業の周知・利用促進に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	母子父子家庭招待事業	社会福祉課	小・中学生を養育している母子・父子家庭を対象に、親子で観光やレクリエーションを通して楽しく過ごす機会を設けます。	現状維持
2	保育所優先入所の推進	社会福祉課	安心して就業ができ、教育訓練が円滑に行えるように、母子家庭の児童の優先的な入所が図られるよう努めます。	現状維持
3	ファミリーサポートセンター事業の利用促進	社会福祉課	ひとり親家庭が子育てをするうえでは、地域のひとり親の家庭や子育てに対する理解や協力が必要であるため、「ファミリーサポートセンター事業」の周知を図り、母子を支援する制度として、利用を促進します。	現状維持
4	多様な保育サービスの利用促進	社会福祉課	社会状況の変化や就労形態の多様化に伴って、ひとり親家庭の職業先選択においては、子育て支援サービスの充実が必要であり、保護者の個々の要求にきめ細かに対応するため、延長保育、休日保育、一時保育など多様な保育サービスの利用促進を図ります。	拡充
5	公営住宅入居の推進	建設課	ひとり親家庭が民間賃貸住宅より、低廉な公営住宅に入居することによって、住宅費の負担の軽減を図ります。	現状維持
6	母子生活支援施設事業	社会福祉課	児童の福祉に欠けるところがあると認められる母子家庭に対し、その母親と児童を母子生活支援施設に入所させ、経済的自立と生活の安定を支援します。	現状維持

## ②施策の方向：就業支援策の推進 **重点**

就業支援策の推進に向けて、関連制度や事業の周知・利用促進、相談支援等に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	母子家庭自立支援教育訓練給付金制度	社会福祉課	母子家庭の母が、経済的自立を目指し、就職に結びつく資格や技術を身に付けるため、指定された講座を受講する場合の受講費用の一部を助成します。	拡充
2	母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業	社会福祉課	母子家庭の母が、資格取得のための養成訓練講座を受講する場合、その期間中、生活の負担を軽減するため、訓練促進費を支給します。	拡充
3	母子自立支援員による就業相談	社会福祉課	就職、転職、技能習得等就業に関わる様々な相談に応じ、就職活動の援助等、自立に向けた継続的・計画的な支援が行われるよう、相談体制の整備を図ります。	現状維持
4	母子自立支援プログラム策定	社会福祉課	児童扶養手当受給者の自立・就業を図るため母子自立支援プログラム策定員を配置して、自立・就業支援のためのプログラムを策定し、自立・就業に結びつけるための様々な支援に努めます。	現状維持
5	公共職業安定所等との連携強化による就業斡旋の充実	社会福祉課	ひとり親家庭に対する就業支援を行うため、公共職業安定所等と連携を強化することで、職業に関する地域の求人情報を迅速・円滑に提供するとともに、就業について効果的な指導に努めます。	現状維持

## ③施策の方向：経済的支援策の推進

経済的支援策の推進に向けて、医療費助成や各種手当支給等の実施に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	ひとり親家庭医療費助成事業	社会福祉課	18歳の年度末までの児童を養育している、ひとり親家庭に対して、医療機関で支払った医療費（保険診療分）を助成します。	現状維持
2	児童扶養手当支給事業	社会福祉課	父と生計を同じくしていない18歳の年度末までの児童等（障がいがある児童は、20歳未満）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とし、また、家庭の生活の安定と自立を促進するため、手当を支給します。	現状維持
3	遺児手当支給事業	社会福祉課	父母の一方又は両方が死亡した義務教育終了前の児童を養育している方に対して、手当を支給します。	現状維持
4	母子寡婦福祉資金貸付事業	社会福祉課	母子（寡婦）家庭の母及び子どもに対し、事業・生活・住宅・修学資金等の低金利貸付を行います。	現状維持
5	就学援助事業	学校教育課	再掲) 基本目標2-(1)-⑥-3 (P46)	

#### ④施策の方向：相談体制・情報提供の充実

相談体制・情報提供の充実に向けて、ひとり親家庭相談の実施、自助団体への助成、関連施策の周知に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	ひとり親家庭相談事業	社会福祉課	ひとり親家庭の悩みを解決するため、母子自立支援員等による相談を実施します。	現状維持
2	母子寡婦福祉連合会などの自助団体の育成	社会福祉課	母子寡婦福祉連合会などの活動を支援するため、自立支援組織への助成を実施します。	現状維持
3	ひとり親家庭支援策の周知	社会福祉課	ひとり親家庭支援策（医療費助成事業等）の内容や、利用方法について、市民生活ガイドブック、広報、ホームページにより周知を図ります。	現状維持

#### （４）基本施策：障がい児（者）対策の推進

##### 【課題と今後の方向性】

- 保健、医療、福祉、教育等の障がい児施策が体系的に実施されるような、連携・協力が求められています。
- 適切な医療の提供、教育支援体制の整備、発達障害に関する情報提供が求められています。
- 障がい児（者）対策の推進に向けて、指導・相談体制の充実、障がい児（者）福祉サービスの充実、特別支援教育の推進、障がい児（者）への経済的支援策の推進を目指していきます。

#### ①施策の方向：指導・相談体制の充実

指導・相談体制の充実に向けて、相談窓口の周知や就学にあたっての相談機能の充実等に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	相談指導体制の充実	社会福祉課	相談窓口の周知を行うとともに、障がいのある子どもを持つ親の相談を受け、関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。	現状維持
2	就学指導委員会の充実	学校教育課	障がいのある児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、より適切な就学先について審議するため、医師や心理の専門家を含めた、就学指導委員会を開催します。また、就学にあたって保育所（園）、幼稚園等各関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を実施します。	現状維持
3	5歳児発達相談	保健年金課	再掲）基本目標4-(1)-②-5 (P62)	

## ②施策の方向：障がい児福祉サービスの充実

障がい児福祉サービスの充実に向けて、各種事業の周知や利用促進に努めます。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	児童デイサービス	社会福祉課	心身に障がいのある児童を対象に家庭から通園して、日常生活の基本的動作訓練や集団生活への適応訓練等のサービスを支給します。	現状維持
2	短期入所	社会福祉課	在宅で生活する身体障がい児(者)の家族における介護が家族の急病などで一時的に困難になった場合、短期間入所するサービスを支給します。	現状維持
3	居宅介護	社会福祉課	心身障がい児(者)を抱える家庭に対し、家事援助・身体介護を行うサービスを支給します。	現状維持

## ③施策の方向：特別支援教育の推進

指導員の資質向上を目指すとともに、特別支援教育を推進します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	幼稚園特別支援教育費補助金	学校教育課	平成21年度から実施しています。特別な支援を要する幼児を預かる市内幼稚園に対し、預かる人数に応じて補助をし、特別支援教育を推進します。	新規・検討
2	特別支援教育の推進	学校教育課	障がいのある児童生徒一人ひとりの個性や能力が最大限に伸ばせるよう、各小・中学校において指導体制の充実を図ります。	拡充
3	指導者研修の充実	社会福祉課	指導者の研修の場を充実させることにより、障がい児への理解を深め、健常児とともに過ごす保育・教育内容の充実を図ります。	拡充

#### ④施策の方向：障がい児(者)への経済的支援策の推進

障がい児(者)への経済的支援策の推進に向けて、事業の周知を図るとともに、各種助成、手当支給、日常生活用具給付等を実施します。

No.	施策・事業名	担当課	事業・施策内容	今後の展開
1	重度心身障害者医療費助成事業	社会福祉課	重度の心身障がい児(者)が医療機関で支払った医療費(保険診療分)を助成します。	現状維持
2	特別児童扶養手当支給事業	社会福祉課	20歳未満の重度心身障がい児を持つ親に対し、手当を支給します。	現状維持
3	障害児福祉手当支給事業	社会福祉課	20歳未満の重度心身障がい児で常時介護を必要とする方に手当を支給します。	現状維持
4	重度心身障害児者介護手当	社会福祉課	重度心身障がい児(者)を常時介護している方に手当を支給します。	現状維持
5	日常生活用具給付事業	社会福祉課	重度心身障がい児(者)が日常生活用具の給付を受ける際に、自己負担額を助成します。また、在宅の重度身体障がい児(者)に対し、浴槽等の日常生活用具を給付します。	現状維持
6	補装具費給付事業	社会福祉課	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って日常生活を容易にする補装具の交付・修理に伴う費用の一部を助成します。	現状維持
7	重度身体障害者住宅改造費助成事業	社会福祉課	住宅の一部を改造する場合に、その費用や福祉機器の購入費の一部を助成します。	現状維持
8	福祉タクシー事業	社会福祉課	タクシー料金の一部(基本料金)を助成します。	現状維持

#### 【数値目標】

施策・事業名	担当課	指標	平成26年度(目標)
児童デイサービス	社会福祉課	利用者数	83人
短期入所	社会福祉課	利用者数	147人
居宅介護	社会福祉課	利用者数	240人
特別児童扶養手当支給事業	社会福祉課	受給資格者数	45人
障害児福祉手当支給事業	社会福祉課	受給資格者数	15人
重度心身障害児・者介護手当	社会福祉課	受給資格者数	45人
日常生活用具給付事業	社会福祉課	給付件数	70件
補装具費給付事業	社会福祉課	交付件数	60件
重度身体障害者住宅改造費助成事業	社会福祉課	助成件数	1件
福祉タクシー事業	社会福祉課	利用件数	10,083枚

## 第5部 計画の推進体制

### 1 庁内の総合的な推進に向けて

次世代育成支援対策行動計画の推進は、各分野にまたがるものであり、各課横断的に取り組んでいくことが必要となります。本行動計画の内容を全庁的に周知促進していくとともに、社会福祉課を中心に、関係所管部署との連携を図り、全庁的に取り組んでいきます。

### 2 関係機関・組織・民間団体・企業との連携・協力に向けて

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、それぞれの地域の企業や子育て支援団体等が相互に連携・協力して取り組んでいくことが求められています。民間企業・職場、各種子育て支援団体等との連携を図り、安心して子育てできるような環境づくりに努めます。

児童相談所や健康福祉センター、保育・教育機関、医療機関、学校、警察等との連携を図り、総合的かつ効率的な推進に努めます。

国や県との連携を図り、国や県への要請や有効な事業の導入に努めます。

### 3 PDCAサイクル（計画—実施—評価—改善検討）の確立に向けて

毎年度、各種施策の進捗状況を把握するための調査を実施し、点検・評価を行っていきます。また、子育て支援に係る事業目標については、達成度を公表していきます。

## 第6部 資料

### 1 矢板市次世代育成支援対策後期行動計画策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 矢板市次世代育成支援対策後期行動計画（以下「行動計画」という。）策定にあたり、少子化対策の推進、子育て支援策の充実について意見を求め審議するため、矢板市次世代育成支援対策後期行動計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、その目的を達成するため、行動計画全般について審議し、その原案を作成する。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1の職にある者をもって構成し、委員は市長が委嘱する。

2 協議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定に関し必要な検討が終了する日までとする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会の所掌事務を補佐するため、協議会に幹事会を置き、幹事長は市民福祉部社会福祉課長をもって充てる。

2 幹事会は、別表第2の者をもって構成する。

3 幹事会は、必要に応じて市民福祉部社会福祉課長が招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

別表第1 矢板市次世代育成支援対策後期行動計画策定協議会委員名簿

(委員：20名)

番号	所属名	職名	氏名
	《医療・福祉関係》		
1	矢板市医師団	団長	山田 聰
2	矢板市民生委員児童委員協議会	副会長	神長 惇子
3	矢板市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	白田 和子
	《関係団体》		
4	小中学校校長会	安沢小学校長	坪山 健一
5	私立幼稚園連絡協議会事務局	かしわ幼稚園長	◎中村 京子
6	幼稚園保護者会	かしわ幼稚園保護者会長	小川 修治
7	公立保育所	片岡保育所長	○大木 公子
8	私立保育園	ちゅーりっぷ保育園長	渡辺 京子
9	保育所（園）保護者会	泉保育所保護者会長	大野 一郎
10	子ども会連合会	会長	澳原 初男
11	家庭教育オピニオンリーダー	代表	直井 生子
12	P T A連絡協議会	会長	細川 智彦
13	シャープ労働組合栃木支部	執行委員	石塚 千春
14	社会福祉協議会	事務局係長	津久井 真弓
15	母子寡婦福祉連合会	会長	月井 純子
	《学識経験》		
16			関 恵明
	《住民代表》		
17	公募委員		藤田 美幸
18	公募委員		佐野 美香
	《市》		
19	矢板市	市民福祉部長	荒井 茂
20	矢板市	教育次長	兼崎 公治

◎＝委員長、○＝副委員長

別表第2 矢板市次世代育成支援対策後期行動計画策定協議会幹事会委員名簿

(委員：13名)

所 属 課 等	職 名	備 考	
社会福祉課	課 長	幹 事 長	
政 策 班	主 幹	委 員	
財 政 課	主 査	〃	
社会福祉課	障 が い 福 祉 担 当	主 任	〃
	保 育 所 長	所 長	〃
	子育て支援センター主任保育士	主 任 保 育 士	〃
保健年金課	健 康 増 進 担 当	保 健 師	〃
建 設 課	道 路 管 理 住 宅 担 当	主 幹	〃
都市整備課	都 市 計 画 担 当	主 査	〃
学校教育課	学 校 教 育 担 当	副主幹兼指導主事	〃
生涯学習課	ま な び 担 当	主 幹	〃
社会福祉協議会	児 童 館	指 導 員	〃
	学 童 保 育 館	指 導 員	〃

## 2 計画策定の経緯

年 月 日	計画策定の経緯
平成 20 年 12 月 11 日 ～26 日	『矢板市子育てに関するアンケート調査』実施 <概要> 調査地域：矢板市全域 調査対象：就学前児童の保護者 (標本数 1,972 人 回収数 1,352 人 回収率 68.6%) 小学校児童の保護者 (標本数 2,036 人 回収数 1,790 人 回収率 88.0%)
平成 21 年 3 月	『矢板市子育てに関するアンケート調査』報告書完成
6 月	矢板市次世代育成支援対策後期行動計画策定協議会設置要綱 制定
7 月 29 日	第 1 回策定幹事会開催 1. 矢板市次世代育成支援対策後期行動計画の概要について 2. アンケート結果概要、現行計画の特定 14 項目に係る目標事業量の進捗について 3. ニーズ量推計結果(暫定)、目標事業量(国への報告予定項目)について
30 日	第 1 回策定協議会開催 1. 矢板市次世代育成支援対策後期行動計画の概要について 2. アンケート結果概要、現行計画の特定 14 項目に係る目標事業量の進捗について 3. ニーズ量推計結果(暫定)、目標事業量(国への報告予定項目)について
8 月 25 日	第 2 回策定幹事会開催 1. 施策の現状と課題について 2. 後期行動計画の骨子(案)について 3. 目標事業量について
26 日	第 2 回策定協議会開催 1. 施策の現状と課題について 2. 後期行動計画の骨子(案)について 3. 目標事業量について
10 月 26 日	第 3 回策定幹事会開催 1. 計画(案)の検討について 2. パブリックコメントの実施について
28 日	第 3 回策定協議会開催 1. 計画(案)の検討について 2. パブリックコメントの実施について
12 月 22 日	第 4 回策定幹事会開催 1. パブリックコメントの結果報告について 2. 計画(案)の最終検討について
24 日	第 4 回策定協議会開催 1. パブリックコメントの結果報告について 2. 計画(案)の最終調整について
平成 22 年 1 月	『にこにこ子育てサポートプランー矢板市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)ー』完成

にこにこ子育てサポートプラン  
－矢板市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）－

平成22年1月

編集・発行：矢板市

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

電話 0287-43-1116（直）